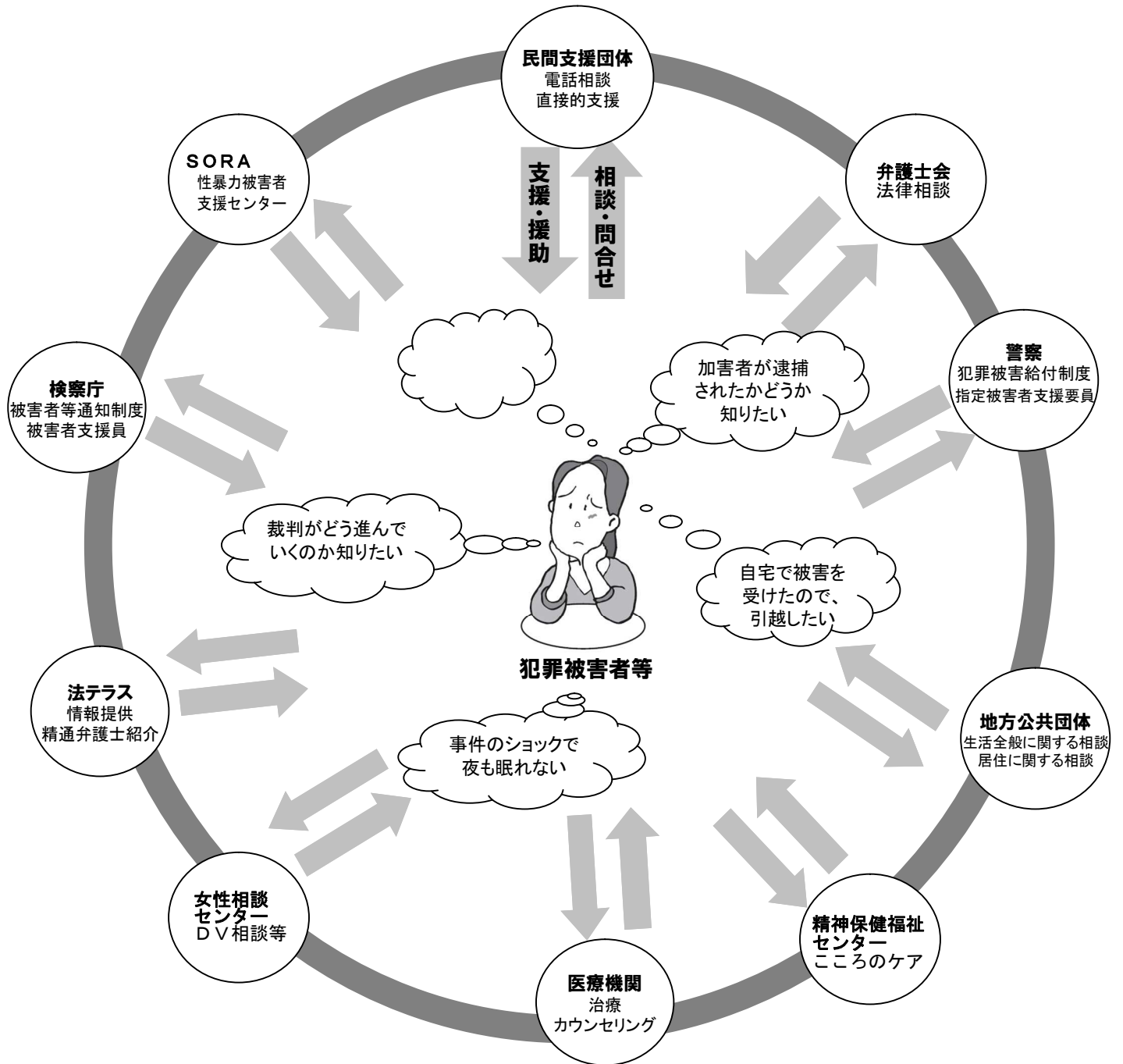


《犯罪被害者等のニーズに対応する「途切れのない支援」のための連携図（イメージ）》



第2章 各機関・団体における支援業務

<総合的な対応>

- 1 静岡県(P22)
- 2 県内市町(P23)
- 3 静岡県警察(P29)
- 4 海上保安部(P34)
- 5 法テラス静岡(P35)
- 6 認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター(P37)
- 7 公益社団法人犯罪被害救援基金(P37)
- 8 被害者団体(自助グループ)(P38)

<司法関連>

- 9 静岡地方裁判所・簡易裁判所(P38)
- 10 静岡家庭裁判所(P41)
- 11 静岡地方検察庁(P43)
- 12 静岡県弁護士会(P44)
- 13 静岡県司法書士会(P45)

<刑事施設・保護観察所等>

- 14 東京矯正管区(P45)
- 15 静岡刑務所(P46)
- 16 静岡少年鑑別所(P47)
- 17 駿府学園(少年院)(P47)
- 18 関東地方更生保護委員会(P48)
- 19 静岡保護観察所(P49)

<人権・外国人対応>

- 20 静岡地方法務局(P51)
- 21 静岡県多文化共生総合相談センター(P52)
- 22 外国人在留総合インフォメーションセンター(P52)

<医療・福祉>

- 23 精神保健福祉センター(P53)
- 24 市(区)福祉事務所 県健康福祉センター(P54)
- 25 保健所(P54)
- 26 市町保健センター(P55)
- 27 静岡県・市区町社会福祉協議会(P55)
- 28 地域包括支援センター(P56)
- 29 医療機関(P57)
- 30 一般社団法人静岡県公認心理師協会(P57)
- 31 一般社団法人静岡県社会福祉士会(P57)
- 32 一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会(P59)

<就労関連>

- 33 労働基準監督署(P59)
- 34 ハローワーク(P60)
- 35 総合労働相談コーナー(P60)
- 36 公共職業能力開発施設(P60)

＜女性・子ども等＞

- 37 静岡県女性相談支援センター・
県健康福祉センター (P61)
- 38 静岡県男女共同参画課 (P62)
- 39 静岡県性暴力被害者支援センター (P63)
- 40 女性自立支援施設 (P64)
- 41 民間シェルター (P64)
- 42 児童相談所 (P64)
- 43 児童家庭支援センター (P64)
- 44 乳児院・児童養護施設・児童自立支援
施設・児童心理治療施設 (P65)
- 45 母子生活支援施設 (P65)
- 46 ファミリー・サポート・センター (P66)
- 47 静岡県教育委員会 各市町教育委員会 (P66)
- 48 学校 (P67)
- 49 独立行政法人日本スポーツ振興センター (P67)

＜交通事件＞

- 50 交通事故相談所 (P68)
- 51 一般財団法人静岡県交通安全協会 (P68)
(静岡県交通安全活動推進センター)
- 52 公益財団法人日弁連交通事故相談センター (P69)
- 53 公益財団法人交通事故紛争処理センター (P70)
- 54 一般社団法人日本損害保険協会 (P70)
- 55 一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理
機構 (P71)
- 56 独立行政法人自動車事故対策機構 (ナスバ)
静岡支所 (P72)
- 57 公益財団法人交通遺児等育成基金 (P73)
- 58 公益財団法人交通遺児育英会 (P74)

＜その他＞

- 59 公益財団法人静岡県暴力追放運動
推進センター (P74)
- 60 県民生活センター (P75)
- 61 いのちの電話 (P76)
- 62 日本年金機構年金事務所 (P77)
- 63 全国健康保険協会静岡支部 (P77)
- 64 税務署 (P78)

1 静岡県

「犯罪被害者等支援総合調整窓口」を設け、犯罪被害者等へ相談先を紹介する業務を行っています。また、国その他の関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供を行い、犯罪被害者等が必要な支援をスムーズに受けられるよう、関係機関・団体との連絡、調整を行っています。

(1) 相談窓口業務

犯罪被害者等支援総合調整窓口では、被害者等が求めている支援に対し、関係機関・団体が行っている支援に関する情報提供や助言を行うとともに、円滑な支援のため関係機関・団体との連絡調整を行っています。

【窓口】 暮らし・環境部 県民生活局 暮らし交通安全課（電話 054-221-3220）
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

(2) 犯罪被害者等の公営住宅への一時入居

犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等が、住宅に困窮する場合に、提供可能住戸があるときに限り、公募によらないで県営住宅への入居を許可します。ただし、入居期間は原則として1年間を超えない期間です。

(対象要件等)

下記のいずれかに該当することが客観的に証明できる方

- ① 犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった被害者等
- ② 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった被害者等

【窓口】 暮らし・環境部 建築住宅局 公営住宅課（電話 054-221-3086）

(3) 配偶者からの暴力被害者の公営住宅への一時入居

配偶者からの暴力により従前の住宅に居住することが困難となった被害者が住宅に困窮する場合に、提供可能住戸があるときに限り、公募によらないで県営住宅への入居を許可します。ただし、入居期間は、原則として1年間を超えない期間です。

(対象要件等)

下記のいずれかに該当する方

- ① 配偶者暴力防止等法により配偶者暴力相談支援センター又は婦人保護施設において保護を受けてから5年以内の被害者
- ② 配偶者暴力防止等法に基づき配偶者に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出されてから5年以内の被害者
- ③ 女性自立支援施設等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されている者。または、女性相談支援センター以外の配偶者暴

力対応機関、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体において、配偶者からの暴力を理由に避難していることを申し出たことの確認がされている者。

【窓口】 暮らし・環境部 建築住宅局 公営住宅課（電話 054-221-3086）

2 県内市町

(1) 犯罪被害者等支援担当課

静岡県内ではすべての市町において、犯罪被害者支援のための総合的対応窓口が設置されています。（116 ページ）

犯罪被害者等が必要とする支援は、被害者等が置かれた状況により多岐に渡るため、市町における担当課も多くの部局にまたがっています。以下、主な支援制度について掲載しました。

(2) 死亡一時金

死亡日の前日において国民年金の第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、いずれの年金も受けないまま死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合や寡婦年金を選択しない場合に支給します。

【窓口】 各市区町年金担当課

(3) 遺族基礎年金

国民年金に加入している人が死亡した場合に、その死亡した方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」、または「子ども」に支給します。

※子どもとは、18歳になった年度の末日までの子、または1、2級の障害の状態にある20歳未満の子をいいます。

（対象要件等）

下記のいずれかに該当する者が死亡したとき

- ① 被保険者期間中の者
- ② 被保険者資格喪失後で60歳以上65歳未満の日本国内に在住する者
- ③ 老齢基礎年金の受給権者
- ④ 老齢基礎年金の受給資格要件を満たしている者 ※

※ 保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方に限ります。

ただし、一定の保険料納付要件を満たしていることが必要となります。

【窓口】 各市区町年金担当課

(4) 寡婦年金

第1号被保険者期間だけで老齢基礎年金の受給資格を満たした夫が、年金を受けないまま死亡したとき、夫によって生計を維持され、かつ10年以上の婚姻期間があった

妻に、60歳以上65歳未満まで支給します。

【窓口】各市区町年金担当課

(5) 障害基礎年金

国民年金加入中の方、または被保険者資格喪失後で60歳以上65歳未満の日本国内に在住する方が、病気や怪我で一定以上の障害が残った場合などに支給します。

(対象要件等)

下記のいずれかに該当する場合

- ① 初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上あること
 - ② 初診日において65歳未満であり、初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がないこと。(初診日が2026年4月1日の前の特例)
- ※ 20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要

【窓口】各市区町年金担当課

(6) 特別障害者手当

著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。

【窓口】福祉事務所・町障害福祉担当課

(7) 身体障害者手帳の交付

身体に障害のある方本人又は保護者の申請により、手帳を交付しています。手帳の取得により、障害福祉サービスの給付、更生医療の給付、補装具の交付及び修理、重度障害者（児）医療費の助成、日常生活用具の給付・貸与、在宅手当の給付、各種税の減免及び控除、運賃の割引などのサービスが障害の程度に応じて受けられます。

※診断書作成料は有料です。

(対象要件等)

視覚機能、聴覚・平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障害がある方

【窓口】福祉事務所 町障害福祉担当課

(8) 療育手帳の交付

知的発達に遅れのある子ども（人）の保護者（家族）の申請により、手帳を交付しています。手帳の取得により、障害福祉サービスの給付、補装具の交付及び修理、重度心身障害者医療費の助成、日常生活用具の給付・貸与、在宅手当の給付、各種税の減免及び控除、運賃の割引などのサービスが障害の程度に応じて受けられます。

(対象要件等) 知的発達に遅れのある子ども (人)

【窓口】 福祉事務所 町障害福祉担当課

※福祉事務所では、受付及び交付事務のみ取り扱い、手帳の発行は、県で実施しています。

(9) 精神障害者保健福祉手帳の交付

精神疾患を有する方に、本人の申請により手帳を交付しています。手帳の取得により、自立支援医療費支給制度申請の簡素化、各種税の減免及び控除、公共施設（県）の使用料等の免除、NHKの受信料の減免、携帯電話料金の割引などが受けられます。

※診断書作成料は有料です。

(対象要件等)

統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病及びその他の精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があると認められた方

【窓口】 福祉事務所 町障害福祉担当課

(10) 自立支援医療費支給制度

障害者総合支援法に基づいて、身体・知的・精神の障害の種類にかかわらず、市町が福祉サービスを一元化して提供することになりました。

自立支援医療費の支給としては、精神通院公費（精神疾患があり通院による精神医療が継続的に必要な程度の方）、育成医療（身体上の障害・疾患があり手術等が必要な18歳未満の児童）、更生医療（身体障害者手帳を持っており障害を回復・改善するために必要な医療を要する18歳以上の方）にかかる費用の自己負担額上限額が原則として1割になります。ただし、所得制限があります。

※自立支援医療費以外に介護給付費、訓練等給付費があります。

【窓口】 福祉事務所 町障害福祉担当課

(11) こども医療費助成（市町によって助成内容が異なります。）

18歳年度末までの子どもが医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。

【窓口】 各市町母子保健窓口

(12) ひとり親家庭等医療費助成（市町によって助成内容が異なります。）

母子・父子家庭等いわゆる「ひとり親家庭」の児童や養育している方に対して、保険診療にかかった医療費の自己負担額について一部を支給します。ただし、健康保険組合等から支給される附加給付金や高額療養費は除きます（入院に係る食事療養費は、助成の対象外となります）。

(対象要件等)

市町内に住所があり、離婚、死別、遺棄などの理由で父と生計を同じくしていないか、又は父が一定の障害の状況にある児童（20歳の誕生日の前日が属する月の末日までの者）を監護している母又は養育している方

ただし、所得税が課税されていない世帯であること。

【窓口】福祉事務所 町児童福祉担当課

(13) 母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭の母や父子家庭の父、その扶養している児童などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童の就学に必要な資金などの貸付けを行います。

(対象要件等)

配偶者のいない（死別、離婚、生死不明、法令による拘禁（長期）、労働能力喪失、未婚の母等）者で扶養している子どもがいる方など。

【窓口】福祉事務所 町児童福祉担当課

(14) 自立支援教育訓練給付金事業

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座及び各市町が対象と認める講座を受講した母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。

(対象要件等)

以下の要件すべてに該当する方

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得基準にあること
- ② 当該教育訓練を受講することが適職に就くために必要であると認められるものであること
- ③ 過去に訓練給付金を受給していないこと

【窓口】福祉事務所

(15) 高等職業訓練促進給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士等、就職に有利な資格を取得するため、6月以上養成機関で修業する場合に、毎月一定額支給します。

(対象要件等)

以下の要件すべてに該当する方

- ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得基準にあること
- ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれるもの
- ③ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められるもの
- ④ 過去に訓練促進給付金の支給を受けていないこと

※上記のほか、養成機関で修業を終了した場合、高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

【窓口】福祉事務所

(16) 母子家庭等就業・自立支援事業（政令市と共同運営）

ひとり親サポートセンター等において、就業相談から技能講習、就業情報の提供等の支援や、養育費の取り決めなどの専門的な相談、その他さまざまな相談に応じます。

【窓口】ひとり親サポートセンター

（本所、東部・中部・西部支所）

(17) 母子・父子自立支援プログラム策定等事業（政令市事業）

自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークやひとり親サポートセンターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

（対象要件等）

原則、児童扶養手当受給者とし、児童扶養手当受給者のうち生活保護受給者については対象外としています。

【窓口】各政令市担当課

(18) 児童手当

以下の対象要件等に該当する児童を養育している方に対して、一定額を支給します。

（対象要件等）

市町内に住所があり、高校生年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方。

【窓口】福祉事務所 町児童福祉担当課

(19) 児童扶養手当

以下の対象要件等に該当する児童を監護している母、又は児童を監護し、生活を同じくしている父、若しくは父母に代って児童を養育する者に対して、一定額を支給します。

（対象要件等）

市町村内に居住地を有し、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあり（20歳未満で政令で定める程度の障害を有する児童を含む）、次のいずれかの状態にある児童を監護する母、または児童を監護し、生活を同じくしている父、若しくは父母に代って児童を養育する者

- ① 父母が婚姻を解消した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母に1年以上遺棄されている児童
- ④ 父又は母が重度の障害を有する児童
- ⑤ 母が婚姻によらないで懐胎した児童 など

ただし、様々な支給制限があります。

【窓口】福祉事務所 町児童福祉担当課

(20) 障害児福祉手当

重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に対して、重度の障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給します。

【窓口】福祉事務所・町障害福祉担当課

(21) 特別児童扶養手当

中程度以上の障害を有する20歳未満の児童を家庭で監護、養育している父母等に対し、手当を支給します。

【窓口】福祉事務所・町障害福祉担当課

(22) 要保護及び準要保護児童生徒援助費

経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費、学用品費等の就学上必要な経費の一部を援助します。

(対象要件等)

市町村内に住所を有し、小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者で、生活保護受給者又は教育委員会がそれに準じる保護者と認定した方

【窓口】各市町教育委員会事務局

(23) 一時預かり事業

様々な事情によって一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行います。

※利用料金は有料です。

(対象要件等)

市町へ直接問い合わせてください。

(24) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者が疾病、育児疲れその他の身体上若しくは精神上の理由により家庭において児童を養護することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急・一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において一時的に養育・保護を行っています。

※利用料は各市町によって異なります。

(対象要件等)

以下の事由に該当する家庭の児童、母子等

- ① 児童の保護者の疾病
- ② 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神の事由
- ③ 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由
- ④ 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由
- ⑤ 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

【窓口】市町児童福祉主管課

(25) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合等にその児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行います。また、宿泊できる場合もあります。

※利用料は各市町によって異なります。

（対象要件等）

保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童

【窓口】 市町児童福祉主管課

(26) 無料法律相談

経済的問題で法律相談ができないということのないよう、民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士が無料の法律相談を行っています。

【窓口】 各市区町民相談担当課

(27) 住民票写しの交付等の制限

配偶者からの暴力やストーカーから逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町長が交付をしないように、「住民基本台帳事務における支援措置申出書」を提出することができます。

なお、提出を受けた市町長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

（対象要件等）

以下の要件すべてに該当する方

- ① 住民基本台帳に記載されている方、又は戸籍の附票に記載されている方
- ② 配偶者からの暴力、ストーカー行為等の被害者であり、暴力により生命または身体に危害を受けるおそれや反復してつきまとい等を受けるおそれのある方で、警察に被害届（相談を含む）を提出している方、又は提出を考えている方や配偶者暴力相談支援センター等に相談されている方など、他の機関に既に相談されている方

【窓口】 各市区町戸籍担当課

3 静岡県警察

捜査機関として被害の届出を最初に受け取ることが多く、また、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再被害防止等の面で犯罪被害者等と最も密接に関わり、犯罪被害者等を保護する役割を担う機関です。

(1) 各種相談窓口

犯罪被害者支援全般に関する相談に応じる窓口として、警察本部や各警察署に総合相談窓口を設置しています。

また、このような総合的な相談に加え、犯罪被害の態様に応じて各種相談窓口を設け

ています。

ア 総合相談窓口

○警察本部警察相談課犯罪被害者支援室 054-271-0110

業務内容 犯罪被害者等給付金やカウンセリングなど犯罪被害者支援に関する専門的な相談に応じます。

受付時間 月～金（祝休日を除く）午前8時30分から午後5時15分

○各警察署の警務課（117 ページ）

業務内容 犯罪被害者支援全般に関する相談に応じます。

受付時間 月～金（祝休日を除く）午前8時30分から午後5時15分

○静岡県警察ホームページ <https://www.pref.shizuoka.jp/police/>

業務内容 各種相談、意見、要望等を受け付けています。

イ 専門相談窓口

○性犯罪被害 110 番（警察本部捜査第一課）

0120-783870（ナヤミ ハナソー）又は*「#8103」（ハートさん）

業務内容 性犯罪被害に関する相談に希望する性別の捜査員が専門的に応じます。

受付時間 随時

※ 状況によっては、希望する性別の捜査員が対応できない場合があります。

※ 「#8103」は性犯罪被害相談電話の全国共通番号で、静岡県内でかけた場合は、この性犯罪被害 110 番につながります。

○暴力相談専用電話（警察本部組織犯罪対策課）

0120-548930 又は 054-254-8930（ゴヨー ヤクザゼロ）

業務内容 暴力団による被害、困り事等の相談に捜査員が専門的に応じます。

受付時間 月～金（祝休日を除く）午前8時30分から午後5時15分

○少年相談専用電話（静岡県警察少年サポートセンター）

※相談窓口電話番号は県警のホームページをご参照下さい。

業務内容 少年の非行防止や被害少年支援に関する相談に専門職員が応じます。

受付時間 月～金（祝休日を除く）午前8時30分から午後5時15分

○ストーカー・DV等の相談窓口（各警察署の生活安全課）

業務内容 ストーカーや家庭内暴力（DV）等の相談に専門の相談員が応じます。

受付時間 月～金（祝休日を除く）午前8時30分から午後5時15分

○鉄道痴漢・盗撮相談ダイヤル（鉄道警察隊）

0800-200-7471（無料ダイヤル）

業務内容 列車内等での痴漢被害相談に応じます。

受付時間 月～金（祝休日を除く）午前8時30分から午後5時15分

上記以外の時間帯は 054-251-7471（有料）

※メールによる情報提供も受け付けしています

静岡県警察ホームページ <https://www.pref.shizuoka.jp/police/>

(2) 被害者の手引の交付

刑事手続の概要、捜査への御協力をお願い、犯罪被害者等が利用できる制度、各種相談窓口について記載したパンフレット「被害者の手引」（交通関係は「交通事故に遭われた方 ご家族の方へ」）を交付し、説明しています。

（交付対象）

下記のいずれかに該当する方

- ① 殺人、傷害（全治1か月以上）、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族
- ② ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその遺族

【相談窓口】各警察署の警務課（117 ページ）

(3) 被害者連絡制度

刑事手続及び犯罪被害者等のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、検挙被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡をします。

（連絡対象）

下記のいずれかに該当する方

- ① 殺人、傷害（全治1か月以上）、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族
- ② ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその遺族

【相談窓口】各警察署の警務課（117 ページ）

(4) 地域警察官による被害者訪問・連絡活動

犯罪被害者等の再被害を防止し、その不安感を解消するため、犯罪被害者等の要望に基づき訪問・連絡活動やパトロールを実施しています。

（連絡対象）殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族

【相談窓口】各警察署の警務課（117 ページ）

(5) カウンセリング

犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者や御家族等に対し、臨床心理士資格等を有する警察官によるカウンセリングを実施しています。

【相談窓口】 警察本部警察相談課犯罪被害者支援室、各警察署の警務課（117 ページ）

(6) 犯罪被害給付制度

通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や重傷病又は障害という重大な被害を受けた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が一時金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図ります。

給付金には、次の3種類があります。

- ・「遺族給付金」：犯罪被害者の遺族に対して、犯罪被害者の年齢や勤労による収入額等に基づいて算定した額を支給
(対象要件等) 亡くなられた犯罪被害者の第一順位遺族
- ・「重傷病給付金」：重大な傷害又は疾病を負った犯罪被害者に対して、医療費の保険診療による自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額を支給
(対象要件等) 重傷病（加療1月以上かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病（PTSD等の精神疾患については、加療1月以上かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度の疾病）を負った犯罪被害者本人
- ・「障害給付金」：障害等級1級～14級の障害が残った犯罪被害者に対して、年齢や勤労による収入額等に基づいて算定した額を支給
(対象要件等) 障害等級第1級～14級の障害が残った犯罪被害者本人

※他の公的給付や損害賠償を受けた場合などについては、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

【相談窓口】 警察本部警察相談課犯罪被害者支援室

電話 054-271-0110

各警察署の警務課（117 ページ）

(7) 公費負担制度

被害に遭われた方の経済的負担を軽減するため、次の費用を公費で負担しています。

ア 傷害等を負われた方

診断書料・初回診察費用

イ 性犯罪被害に遭われた方

緊急避妊費用・性感染症検査費用・人工妊娠中絶費用

ウ 御家族を亡くされた方

検案書料・遺体修復費用・遺体搬送費用

※ その他に精神的負担を軽減するためのカウンセリング等費用、自宅で被害に遭われた方のためのハウスクリーニング費用、一時避難場所確保に要する費用を公費で負担しています。

(対象要件等)

それぞれ一定の要件があります。

【相談窓口】 各警察署の警務課 (117 ページ)

(8) 再被害防止

犯罪被害者等が再び同じ被疑者から生命又は身体に対する犯罪被害を受けることを防止するため、警戒、情報収集、防犯指導等を実施しています。

(対象要件等)

再被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的な再被害防止措置を講ずる必要がある犯罪被害者等

【相談窓口】 各警察署の警務課 (117 ページ)

(9) 性犯罪被害者への支援

希望する性別の警察官による捜査、証拠採取における配慮、初回診察費用・診断書料・緊急避妊費用等の公費負担、性犯罪被害相談窓口の設置等を行っています。

【相談窓口】 性犯罪被害 110 番 0120-783870 (ナヤミ ハナソー) 又は性犯罪被害相談電話全国共通番号「#8103」(ハートさん)
各警察署の警務課 (117 ページ)

(10) 被害少年への支援

被害少年の精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援するため、少年相談窓口を設置し、専門職員による助言・指導やカウンセリング等を行っています。

【相談窓口】 静岡県警察少年サポートセンター

※相談窓口電話番号は県警のホームページをご参照下さい。

(11) 児童虐待事案への対応

児童相談所等の関係機関と適切に連携して児童の安全確認や保護にあたり、保護者に対する指導等を行っています。虐待が犯罪に当たる場合は適切な事件化に努めています。

【相談窓口】 各警察署の生活安全課 (117 ページ)

(12) 暴力団犯罪の被害者への支援

暴力団犯罪による被害の回復を図るため、被害者からの申出に基づいて、暴力団への連絡や連絡先の教示、被害回復交渉を行う場所としての警察施設の供用などの支援

を行っています。

【相談窓口】暴力相談専用電話（電話 0120-548930）
又は 054-254-8930（ゴヨー ヤクザゼロ）
各警察署の警務課（117 ページ）

(13) 交通事故被害者等への支援

交通事故に関する相談窓口を設け、交通事故被害者等からの相談に応じて自動車保険・損害賠償制度、被害者支援等の基本的な制度手続等の説明や各種相談窓口・カウンセリング機関の紹介等を行っています。

【相談窓口】各警察署の交通課（117 ページ）

(14) 配偶者からの暴力事案に対する対応

配偶者からの暴力事案には、裁判所が被害者の申立てにより保護命令を発する際に、裁判所へ書面を提出したり、保護命令を受けた申立人に対して防犯指導等を行っています。

【相談窓口】各警察署の生活安全課又は警務課（117 ページ）

(15) ストーカー事案に対する対応

つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置、ストーカー行為に対する捜査及び被害者が自ら被害を防止するための援助措置等を行っています。

【相談窓口】各警察署の生活安全課又は警務課（117 ページ）

4 海上保安部

海上で犯罪が発生した場合は、犯罪捜査機関として適切な捜査を行うとともに、被害を受けた方々の保護・支援のための各種取組を実施しています。

事件発生直後から、犯罪の被害を受けた方々のための支援を、各海上保安部署の犯罪被害者等支援主任者が中心となって実施いたします。

(1) 犯罪被害者等への情報提供

捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況などを、捜査上支障のない範囲内で事件担当捜査員が犯罪被害者及びその家族に連絡します。

(2) 犯罪被害者等支援制度

犯罪被害者等支援主任者を各海上保安部署に配置し、事件発生直後から犯罪被害者及びその家族への付き添い、支援制度の説明などを行います。

(3) 事情聴取における配慮

犯罪被害者及びその家族からの事情聴取に当たっては、プライバシーの保護、身体の安全確保に配慮しています。

また、性犯罪による女性被害者に対しては、女性海上保安官による事情聴取を行う

など、精神的負担の緩和に努めています。

(4) 経済的負担の軽減

① 解剖遺体の搬送・修復費の公費負担制度

司法解剖後の犯罪被害者の遺体について、遺体搬送や解剖後の遺体修復のための費用を一部公費により負担しています。

② 診断書等の公費負担制度

犯罪被害者の被害に係る診断書料や、捜査上の要請から行う事情聴取のために犯罪被害者及びその家族が出頭する場合の旅費を公費により負担しています。

海上保安庁における犯罪被害者等支援に関する制度の詳細及び具体的な内容につきましては、以下の窓口にお問い合わせください。

【窓口】

下田海上保安部 管理課

〒415-0023 下田市三丁目18番23号（電話 0558-23-0118）

清水海上保安部 管理課

〒424-0922 静岡市清水区日の出町9番1号（電話 054-353-1118）

5 法テラス静岡 : 日本司法支援センター静岡地方事務所

平成18年4月に総合法律支援法に基づいて設立された公的な法人です。

法テラスでは、犯罪被害者等に対し①刑事手続の流れや各種支援制度等、法制度に関する情報の提供、②犯罪被害者支援を行っている相談窓口の案内、③犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、④面談による法律相談（援助要件あり、予約制）、⑤弁護士費用の立替（援助要件あり）などの援助を行っています。

法テラスは県内3箇所（静岡、沼津、浜松）に事務所があります。

【事務所の連絡先】（法テラスでは、ナビダイヤルとIP電話を使用しています。）

法テラス静岡	〒420-0031 静岡市葵区呉服町2-1-1 札の辻ビル5F 電話 0570-078321/050-3383-5400
法テラス沼津	〒410-0833 沼津市三園町1-11 電話 0570-078322/050-3383-5405
法テラス浜松	〒430-0929 浜松市中央区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス4F 電話 0570-078324/050-3383-5410

法テラスHP <https://www.houterasu.or.jp/>

(1) コールセンター・犯罪被害者支援ダイヤル

犯罪被害者支援の知識・経験を持ったオペレーターが、相談窓口や法制度等の情報提供を行っています。

【相談窓口】0120-079714（なくことないよ）

・ IP電話からは03-6745-5601

- ・犯罪被害以外の法的トラブルについては、一般ダイヤル 0570-078374 「おなやみなし」にて情報提供をしています。

(2) 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介

犯罪にあわれた方やご家族の方の状況に応じ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士をご紹介します。

※ 法律相談は後記(3)民事法律扶助、又は後記(5)日弁連委託援助による無料相談のご利用、若しくは有料相談となります。

(3) 民事法律扶助業務

経済的に余裕のない方に対し、民事事件に関する無料相談と弁護士費用などの立て替えを行います。

※費用は原則として毎月分割でお支払いいただきます。

※収入や資産が以下の金額以内等の条件があります。

家族人数	収入基準	資産基準
1人	182,000円	180万円以下
2人	251,000円	250万円以下
3人	272,000円	270万円以下
4人	299,000円	300万円以下

※弁護士費用の立替の場合は、一定の収入・資産基準に加え以下の条件があります。

- ・勝訴の見込みがないとはいえないこと
- ・民事法律扶助の趣旨に適すること

(4) DV等被害者法律相談援助業務

DV、ストーカー、児童虐待を現に受けている方に対し、弁護士による法律相談を実施する業務を行っています。資産が300万円以下の方は相談無料です（超える場合は有料。）

(5) 日弁連委託援助業務

※弁護士を通じてお申込みください。

告訴・告発、事情聴取同行、マスコミ対応、刑事手続における和解の交渉など、刑事手続、少年審判等手続及び行政手続に関して、弁護士費用などの援助を行います（費用をご負担いただく場合があります）。

(6) 国選被害者参加弁護士の選定に関する業務

※裁判手続きを通じてお申込み下さい（刑事事件の裁判中であることが必要です）。

※現金、預貯金の合計額が200万円未満等の方が対象となります。

刑事裁判への参加を許可された被害者参加人からの国選被害者参加弁護士の選定請

求を受けて、国選被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務などを行います。

(7) 被害者参加旅費等支給制度

※請求は刑事裁判に出席した際に裁判所へ提出してください。

被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、国がその旅費、日当及び宿泊料を支給する制度です。

なお、被害者参加人として裁判に出席した方を対象とした制度のため、被害者参加人であっても傍聴席で傍聴していた場合には旅費等は支払われませんのでご注意ください。個別のケースについては、被害者参加の許可決定をした裁判所に直接お問い合わせください。

6 認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター

犯罪被害者等に対して、様々な支援を行っています。また、犯罪被害者等の置かれている現状や支援の必要性などの広報啓発活動も行っています。

(1) 電話相談・面接相談

相談員（被害者支援について専門的な研修を積んだ者）による継続的な相談を行っています。必要に応じ、警察や検察庁等の他の支援機関等の情報提供や紹介を行っています。

【相談窓口】 電話 054-651-1011

受付時間 月～金 午前10時～午後4時（土日祝日を除く）

（事務局） 認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター

〒420-0032

静岡市葵区両替町1丁目4番地15 芙蓉ビル4階

電話 054-651-1021

(2) 直接的支援

犯罪被害者等に対し裁判所等への付添い等、役務の提供その他の方法による直接的支援を行っています。

【窓口】 上記(1)と同じ

(3) その他の支援

犯罪被害者等の実態を周知していただくための広報・啓発活動や、電話相談員や直接支援員等のボランティアの養成と研修を行っています。

7 公益財団法人犯罪被害救援基金

国民の浄財からなる基金で、犯罪被害者遺児等に対する学資の給与などの救援事業をおこなっています。

【窓口】公益財団法人犯罪被害救援基金

〒102-0083

東京都千代田区麹町1-8-7エミナビル（電話 03-5226-1020）

ホームページ <http://kyuenkikin.or.jp/>

(1) 奨学金等給与事業

通学先によって給付額は異なりますが、採用時から学資が終了するまでの期間、奨学金や入学一時金を支給します（返済の必要はありません）。

（対象要件等）

以下の各要件に当てはまる方

- ① 人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方又は重障害を受けた方の子、孫、弟妹等
- ② 犯罪被害を受けたときにおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた子、孫、弟妹等
- ③ 学校等に在学（小学校入学前3年間の幼児から大学院生及び外国の大学又は大学院への留学生）し、学業の支弁が困難であると認められ、修業意欲を有し、かつ、素行上の問題がない子、孫、弟妹等

【窓口】静岡県警察本部警察相談課犯罪被害者支援室

電話 054-271-0110

(2) 支援金支給事業

（支援概要）

犯罪により稼働できない重篤な被害（捜査機関において犯罪被害と認定されているものに限ります。）を受けた犯罪被害者等で、現に著しく困窮しており、社会連帯共助の精神に則り特別な救済を行うべき理由がある方に支援金を支給しております。

（対象者）

犯罪等により被害を被った者又は犯罪等により死亡した場合の遺族

（申出先）

公益財団法人犯罪被害救援基金

8 被害者団体（自助グループ）

被害当事者の方たちが自ら立ち上げた被害当事者の方のグループです。目的や活動内容は、団体によって異なります。

（自助グループへの参加）

同じような被害に遭われた方同士でお互いの気持ちや経験を語り合います。

【専門窓口】認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター（電話 054-651-1011）

9 静岡地方裁判所・簡易裁判所

罪を犯した疑いがある人が有罪か無罪かなどを判断する刑事裁判と、私人間の紛争を

法律的に解決する民事裁判を行います。裁判手続では、犯罪によって被害を受けた方等を保護するための様々な制度があります。

(連絡先) 静岡地方裁判所又は各支部、簡易裁判所 (118 ページ)

(1) 裁判の優先的傍聴

刑事事件において、犯罪によって被害を受けた方等から事前に傍聴を希望する旨の申し出があった場合には、優先的に傍聴席が確保されるように配慮します。

(対象要件等)

下記のいずれかに該当する方

- ① 被害者
- ② 被害者の法定代理人 (親権者など)
- ③ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族 (被害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹

(申込先) 事件を審理している裁判所

(2) 事件記録の閲覧・コピー

原則として、刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。(裁判の進行上支障がある場合や、関係者のプライバシーを侵害するおそれがある場合などには、裁判所の判断により制限されることがあります。)

※閲覧・コピーの手数料として収入印紙 150 円 (コピーをする場合は別途コピー代) が必要です。

(対象要件等) 上記「裁判の優先的傍聴」と同じ。

(申出先) 事件を審理している裁判所

(申出時期) 第 1 回公判期日後事件の終結まで

(3) 意見陳述

あらかじめ検察官に希望を申し出た場合、刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べるすることができます。

(対象要件等)

下記のいずれかに該当する方

- ① 被害者
- ② 被害者の法定代理人 (親権者など)
- ③ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされていたりする場合は、その配偶者、直系親族 (被害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹

(4) 証言する場合の不安緩和措置

事案によっては法廷で証言する際、心理カウンセラーや民間団体の支援者、検察庁の被害者支援員、家族、教師に付き添ってもらうことや、被害者等と被告人 (加害者) や傍聴席との間につい立てを置くこと、法廷とテレビ回線で結ばれた別室からビデオリンクを通じて証言することができます。

(申出先) 検察官 (刑事事件のみ) または事件を審理している裁判所

(5) 被害者に関する情報の保護

性犯罪等の刑事事件について、あらかじめ検察官に申し出て公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないように求めることができ、裁判所の決定があった場合、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。

(対象要件等)

下記のいずれかに該当する方

- ① 被害者
- ② 被害者の法定代理人 (親権者など)
- ③ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族 (被害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹

(6) 刑事裁判への参加 (被害者参加制度)

あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。また、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合は、国が報酬等を負担する弁護士 (国選被害者参加弁護士) の選定を求めることができます。

(対象要件等)

殺人、傷害、過失運転致死傷等の一定の刑事事件について

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人 (親権者など)
- ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族 (被害を受けた方の親や子など)、兄弟姉妹

(7) 損害賠償命令制度

刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができます。

※申立手数料として収入印紙 2,000 円と、別途郵便切手が必要です。

(対象要件等)

殺人、傷害等の一定の刑事事件について

- ・被害者
- ・被害者の一般承継人 (相続人など)

(申出先) 事件を審理している地方裁判所

(申出時期) 弁論の終結まで

(8) 刑事和解

被告人との間で、事件に関する損害賠償などの民事上の争いについて示談（和解）ができた場合には、被告人と共同して、事件を審理している刑事裁判所に対し、示談の内容を公判調書に記載することを求める申立てをすることができます。示談の内容が記載された公判調書には、民事裁判で和解ができたのと同じ効力があります。

※申立手数料として収入印紙 2,000 円が必要です。

(対象要件等)

下記のいずれかに該当する方

- ① 被害者
- ② 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出時期) 弁論の終結まで

10 静岡家庭裁判所

非行少年、つまり罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年などについて、調査、審判を行います。少年審判手続では、少年犯罪によって被害を受けた方等に配慮した様々な制度が設けられています。また、夫婦や親子関係などの争いごとを解決するために、審判や調停なども行っています。

(連絡先) 静岡家庭裁判所又は各支部 (118 ページ)

(1) 事件記録の閲覧・コピー

少年や関係者のプライバシーに深くかかわるものなどを除いては、原則として、家庭裁判所に送られてきた捜査段階の記録や審判調書などについて閲覧、コピーをすることができます。

※閲覧・コピーの申出手数料として、収入印紙 150 円（コピーをする場合は別途コピー代）が必要です。

(対象要件等)

下記のいずれかに該当する方

- ① 被害者
- ② 被害者の法定代理人（親権者など）
- ③ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系の親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所又は審理した裁判所

(申出期間) 審判手続が開始された後、少年の処分が確定してから 3 年以内

(2) 意見陳述

少年事件において、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情等の意見を述べることができます。

(対象要件等) 上記「事件記録の閲覧・コピー」と同じ

(申出先) 事件を審理している裁判所

(申出期間) 事件が家庭裁判所に送られた後、少年の処分が決まるまで

(3) 審判結果の通知

少年事件において、少年に対する処分結果等の通知を受けることができます。

(対象要件等) 上記「事件記録の閲覧・コピー」と同じ

(申出先) 事件を審理している裁判所又は審理した裁判所

(申出期間) 事件が家庭裁判所に送られた後、少年の処分が確定してから3年以内

(4) 審判状況の説明

少年事件において、審判期日における審判の状況について説明を受けることができます。

(対象要件等) 上記「事件記録の閲覧・コピー」と同じ

(申出先) 事件を審理している裁判所又は審理した裁判所

(申出期間) 事件が家庭裁判所に送られた後、少年の処分が確定してから3年以内

(5) 審判傍聴

少年事件のうち、一定の重大事件については、裁判所が相当と認めて許可すれば、審判の傍聴をすることができます。

(対象要件等)

少年の故意の犯罪行為（殺人、傷害致死など）や過失運転致死傷（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律5条）等によって

1 被害者が亡くなった場合

- ・亡くなった方の御遺族（配偶者、直系の親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹）

2 被害者が生命に重大な危険のある傷害を負った場合

- ・被害者
- ・被害者の法定代理人（親権者など）
- ・被害者が重い病気やけがにより傍聴をすることが難しい場合は、その配偶者、直系の親族、兄弟姉妹

(申出先) 事件を審理している裁判所

(申出期間) 事件が家庭裁判所に送られた後、少年事件の処分が決まるまで（審判期日の間近に申出がされた場合、傍聴ができない場合もありますので、御注意ください。）

※ホームページ

裁判所における犯罪被害者保護施策：

<https://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/>

11 静岡地方検察庁

犯罪を捜査し、刑事事件に関し加害者を裁判にかけるか否かを決めたり、適正な刑罰の適用を求めます。

被害者支援としては、様々な相談に応じたり、犯罪被害者等へ事件に関する情報を提供したりしています。

【連絡先】静岡地方検察庁又は各支部（119 ページ）

(1) 被害者支援員制度

被害者支援員は、被害者の方々からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、被害者の方の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行います。

(2) 被害者ホットライン

被害者の方が検察庁へ気軽に被害相談や事件に関する問合せを行えるように、専用電話として「被害者ホットライン」を全国の地方検察庁等に設けています。

「被害者ホットライン」は、電話だけでなく、ファックスでの利用も可能になっています。

夜間や休日の場合でも、留守番電話やファックスでの利用が可能となっていますので、ご利用ください。

【窓口】静岡地方検察庁被害者ホットライン

電話・FAX兼用 054-252-7204

電話受付時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで

※上記以外の時間帯は、留守番電話をご利用ください。

また、FAXは、24時間受け付けています。

(3) 被害者等通知制度

被害者や親族等の方々に対し、できる限り、事件の処分結果、刑事裁判の結果、加害者の受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報を提供できるよう、被害者等通知制度を設けています。

(4) 加害者の受刑中の刑務所における処遇状況や出所情報等の通知

加害者の受刑中の処遇状況、加害者が刑務所から釈放になる時期又は釈放になったことなどの通知を行う制度を設けています。

(5) 被害回復給付金支給制度

詐欺罪や高金利受領罪（出資法違反）といった財産犯等の犯罪行為により加害者が得た財産（犯罪被害財産）は、その犯罪が組織的に行われた場合や、犯罪被害財産が偽名の口座に隠匿されるなど、いわゆるマネー・ローンダリングが行われた場合には、刑事裁判により加害者からはく奪（没収・追徴）することができます。

このようにして加害者からはく奪した「犯罪被害財産」を金銭化して「給付資金」として保管し、そこからその事件により被害を受けた方などに給付金を支給する制度です。

ホームページ 法務省：<https://www.moj.go.jp>

検察庁：<https://www.kensatsu.go.jp>

12 静岡県弁護士会

犯罪の被害に遭われた方や御家族からの御相談をうけ、法的サポートを行っています。

(1) 被害者相談の実施（初回相談料は無料）

弁護士会では、犯罪被害に遭われた方のための相談を行っています。被害者が利用できる法的手続、加害者に対する損害賠償請求等についてアドバイスをします。

(2) 刑事手続におけるサポート

- ① 加害者に対する告訴・告発等の御相談にのります。
- ② 捜査や裁判の仕組み・流れについて説明し、状況を確認・報告します。
- ③ 示談交渉等において、加害者や加害者の弁護人に対応します。
- ④ 裁判の記録や判決の取り寄せを行います。
- ⑤ マスコミの報道に対し様々な要請をしたり、マスコミに対応したりします。
- ⑥ 被害者参加制度：参加される被害者の方から委託を受け、被害者の方のための刑事裁判において活動します。

(3) 被害回復のためのサポート

- ① 経済的被害を回復するための手続について御相談にのり、アドバイスをします。
- ② 加害者等に対し、損害賠償請求を行ったり示談交渉を代理したりします。
- ③ 損害賠償命令や民事裁判を被害者の代理人となって行います。

(4) その他生活建て直しのためのサポート

弁護士会では、犯罪被害に遭われ、生活の糧を失った方について、生活建て直しや相続の相談にのり、アドバイスをします。

具体的には、給付金等需給申請、労働災害補償保険の申請や生活保護申請など行政に対する申請手続、借金問題、相続放棄や遺産分割などの相談にのり、適切なアドバイスをします。

【連絡先】

静岡県弁護士会	〒420-0853 静岡市葵区追手町 10-80 電話 054-252-0008
静岡県弁護士会 浜松支部	〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目 9-1 電話 053-455-3009

静岡県弁護士会 沼津支部	〒410-0832 沼津市御幸町 24-6 電話 055-931-1848
-----------------	--

ホームページ 日本弁護士連合会

<https://www.nichibenren.or.jp/index.html>

13 静岡県司法書士会

司法書士は、裁判所・検察庁・法務局に提出する書類の作成や140万円以下の民事事件の訴訟代理等を通じて、犯罪による被害に遭われた方やそのご家族に対する法的支援を行います。

(1) 告訴・告発のサポート

被害に遭われた方やそのご家族のお話をお聞きして、検察庁に提出する告訴状または告発状を作成します。

(2) 人権侵害を解消・改善するサポート

セクハラやパワハラ、家庭内暴力、体罰やいじめ、インターネットでの誹謗中傷、差別などの被害に遭われた方のお話をお聞きし、法務局の人権侵犯救済手続の申立書を作成します。

(3) 経済的な被害の回復

被害に遭われた方の経済的な損害を回復するために、裁判所に提出する訴状の作成や裁判上・裁判外における代理交渉を通じて、損害賠償請求等を行います。

(4) 成年後見・未成年後見手続等のサポート

被害に遭われた方やそのご家族で、高次脳機能障害・認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が衰えてしまった方がいる場合や、被害によって親権を行う者がいなくなってしまう未成年者がいる場合、裁判所へ提出する後見開始申立書作成や後見人に就任することにより、被害者及びそのご家族を保護・支援します。

(5) 相続手続のサポート

被害に遭われた方やそのご家族のお話をお聞きして、現在及び将来の相続手続きを支援します。

(6) 無料相談窓口

次の相談窓口において、無料で司法書士が直接相談に応じています。

【窓口】

静岡県司法書士会 司法書士直通 被害者もあんしんダイヤル

火曜日・木曜日（祝日、年末年始を除く）14:00～17:00 電話番号 080-4905-5949

ホームページアドレス <https://tukasanet.jp/news/post-2560/#gsc.tab=0>

14 東京矯正管区

矯正管区は、法務省矯正局の地方支分部局として全国に8か所（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡）設置され、その管轄区域の刑務所、少年刑務所、拘

置所、少年院及び、少年鑑別所が適切に管理運営されるよう監督を行っています。このうち、東京矯正管区は、関東甲信越静の区域を管轄しています。

(1) 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度

被害に関する心情、被害を受けられた方の置かれている状況、受刑中・在院中の加害者の生活や行動に関する御意見をお伺いし、これを受刑中・在院中の加害者に伝えます。

加害者に対しては、被害者の実情等を直視させ、反省や悔悟の情が深まるよう指導等を行います。

(対象要件等)

下記のいずれかに該当する方

- ① 被害者
- ② 被害者の法定代理人（親権者など）
- ③ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされたりしている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

【申出先】 矯正管区、矯正施設（刑事施設、少年院又は少年鑑別所）

(2) 被害者等通知制度

有罪裁判確定後の加害者と少年院送致処分を受けた加害者に関する被害者等通知制度の概要についてお問い合わせいただけます。

(3) 加害者との外部交通に関する相談

被収容者との外部交通（面会、信書の発受等）に関する一般的な取扱いについてお問い合わせいただけます。

【連絡先】 東京矯正管区

〒330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎2号館13階（代表電話 048-600-1500）

（被害者等の心情等の聴取・伝達制度利用に関する専用ダイヤル 048-854-8850）

15 静岡刑務所

刑事施設には刑務所、少年刑務所、拘置所があり、このうち、刑務所と少年刑務所は、主として受刑者を収容し、処遇を行う施設であり、拘置所は、主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設です。

○ 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度

被害に関する心情、被害を受けられた方等の置かれている状況、受刑中の加害者の生活や行動に関する御意見をお伺いし、これを受刑中の加害者に伝えます。

加害者に対しては、被害者の実情等を直視させ、反省や悔悟の情が深まるよう指導等を行います。

(対象要件等)

下記のいずれかに該当する方

- ① 被害者
- ② 被害者の法定代理人（親権者など）

- ③ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされたりしている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

【申出先】矯正管区、矯正施設（刑事施設、少年院又は少年鑑別所）

【連絡先】静岡刑務所

〒420-0801 静岡県静岡市葵区東千代田3-1-1（代表電話 054-261-0117）
（被害者等の心情等の聴取・伝達制度利用に関する専用ダイヤル 054-298-6150）

16 静岡少年鑑別所

家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、観護の措置が執られて少年鑑別所に收容される者等に対し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うこと、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設です。

(1) 被害者等通知制度

犯罪被害者等から、少年院送致処分を受けた加害者（少年）の処遇状況等の通知を希望する旨の申出があった場合、申出書や申出に必要な書類を受け付けています。

（対象要件等）

下記のいずれかに該当する方

- ① 被害者
- ② 被害者の法定代理人（親権者など）
- ③ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされたりしている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹
- ④ これらの者から委託を受けた弁護士

(2) 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度

制度利用の御希望があった場合に、申出書や申出に必要な書類を受け付けているほか、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

（対象要件等）

下記のいずれかに該当する方

- ① 被害者
- ② 被害者の法定代理人（親権者など）
- ③ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされたりしている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

【申出先】矯正管区、矯正施設（刑事施設、少年院又は少年鑑別所）

【連絡先】静岡少年鑑別所

〒422-8021 静岡市駿河区小鹿2-27-7（電話 054-281-3208）

17 駿府学園（少年院）

主として家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、その健全な育成を図ることを目的として、矯正教育や社会復帰支援等を行う法務省所管の施設です。

(1) 被害者等通知制度

少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する被害者等に対して、

加害少年の収容されている少年院の名称及び所在地、教育予定期間、個人別矯正教育目標、出院年月日等を通知しています。

(対象要件等)

下記のいずれかに該当する方

- ① 被害者
- ② 被害者の法定代理人（親権者など）
- ③ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされたりして場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹
- ④ これらの者から委託を受けた弁護士

【申出先】 静岡少年鑑別所（電話 054-281-3208）

(2) 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度

被害に関する心情、被害を受けられた方等の置かれている状況、在院中の加害者の生活や行動に関する御意見をお伺いし、これを在院中の加害者に伝えます。

加害者に対しては、被害者の実情等を直視させ、反省や悔悟の情が深まるよう指導等を行います。

(対象要件等)

下記のいずれかに該当する方

- ① 被害者
- ② 被害者の法定代理人（親権者など）
- ③ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされたりしている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

【申出先】 矯正管区、矯正施設（刑事施設、少年院又は少年鑑別所）

【連絡先】 駿府学園

〒421-2118 静岡県静岡市葵区内牧1 1 8（代表電話 054-296-1661）

（被害者等の心情等の聴取・伝達制度利用に関する専用ダイヤル

054-296-7350）

18 関東地方更生保護委員会

各高等裁判所の管轄区域ごとに全国8か所に設置され、加害者の仮釈放等の可否及び仮釈放を取り消す旨の決定等をする権限を有する行政機関です。

(1) 意見等聴取制度

刑務所などからの仮釈放や少年院からの仮退院を許すか否かに関する審理において、仮釈放等に関する意見や被害に関する心情を述べることができます。

(対象要件等)

加害者が仮釈放等審理中である場合、下記のいずれかに該当する方

- ① 被害者
- ② 被害者の法定代理人（親権者など）
- ③ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、

直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

【申出先】 仮釈放等審理を行っている地方更生保護委員会又は被害者等の居住地を管轄する保護観察所

※地方更生保護委員会は、北海道（札幌市）、東北（仙台市）、関東（さいたま市）、中部（名古屋市）、近畿（大阪市）、中国（広島市）、四国（高松市）、九州（福岡市）、那覇分室（那覇市）に設置されています。

【意見等を述べる方法】

加害者の仮釈放審理を行っている地方更生保護委員会に対し、口頭（対面又はオンライン）で意見等を述べる方法のほか、記述書を作成して提出する方法があります。

最寄りの保護観察所では、記述書の作成等にあたり、被害者等の方からの御相談に応じ、又は代筆を行うなどの支援を行っています。

【連絡先】 関東地方更生保護委員会

〒330-9725 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

さいたま新都心合同庁舎二号館 21階（電話 048-601-2132）

(2) 被害者等通知制度

刑務所、少年院などに収容されている加害者の仮釈放等審理の開始や結果に関する事項について通知を行います。

通知を受けるためには、加害者が刑務所などに受刑中の場合は事件を取り扱った検察庁、少年院に在院中の場合は最寄りの少年鑑別所へ、あらかじめ通知の希望を申出する必要があります。

19 静岡保護観察所

保護観察や生活環境の調整、医療観察の実施等を行う法務省所管の機関です。保護観察中の加害者が再び犯罪・非行をすることのないよう、指導監督等を行うとともに、犯罪被害者等の心情等を伝達し、保護観察中の加害者に被害の実情等を直視させて、反省や悔悟の情を深めさせることも行っています。

なお、保護観察所は、各地方裁判所の管轄地域ごとに全国50か所に設置されています。

(1) 心情等聴取伝達制度

被害に関する心情、被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴きます。さらに、ご希望がある場合には、これを保護観察中の加害者に伝えます。なお、制度利用は、加害者が保護観察期間中に限ります。

（制度利用できる被害者等）

下記のいずれかに該当する方

- ① 被害者
- ② 被害者の法定代理人（親権者など）

- ③ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

【申出先】加害者の保護観察を実施している保護観察所又は被害者等が居住する地域の保護観察所
静岡保護観察所
〒420-0853 静岡市葵区追手町 9-45 静岡地方法務合同庁舎 5 階
電話 (054-253-0209)

(2) 被害者等通知制度

被害者等に対し、保護観察中の加害者の処遇状況等に関する事項について通知を行います。

(制度利用できる被害者等)

- ① 加害者が刑事処分になった場合
- ・被害者（本人）
 - ・被害者の親族又はこれに準ずる者（親族に準ずる者とは、内縁関係にある方、婚約者の方等です。）
 - ・被害者又は被害者の親族及びこれに準ずる者の弁護士である代理人
- ② 加害者が保護処分になった場合
- ・被害者（本人）
 - ・被害者の法定代理人（親権者等）
 - ・被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、その配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子等）又は兄弟姉妹
 - ・「被害者や被害者の法定代理人、被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合のその配偶者、直系親族又は兄弟姉妹」から委託を受けた弁護士

【申出先】①については有罪の言渡しをした裁判所に対応する検察庁

②のうち、少年院送致処分の場合は少年鑑別所、保護観察処分の場合は保護観察所

(3) 意見等聴取制度

被害者等が、加害者の仮釈放・仮退院を決定する地方更生保護委員会に対し意見を述べるに当たり、助言等を行います。

(制度利用できる被害者等)

下記のいずれかに該当する方

- ① 被害者
- ② 被害者の法定代理人（親権者など）
- ③ 被害者が亡くなっていたり、重い病気やけがをされている場合は、配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）又は兄弟姉妹

【申出先】加害者が収容されている刑務所・少年院に対応する地方更生保護委員会又は被害者等が居住する地域の保護観察所（ただし、意見等を聴取するのは、地方更生保護委員会のみ）

(4) 相談・支援

被害者等の相談に応じ、悩み等を聴いたり、各種制度の説明や関係機関の紹介等を行ったりします。

20 静岡地方法務局

地方法務局又はその支局では、人権相談所を設置し、様々な人権問題について相談に応じています。犯罪被害者やその家族に対する人権侵害の疑いのある事案については、これらの方の人権に対する配慮と保護を図るため、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

(1) 常設人権相談所

法務局職員や法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が、犯罪被害者等の人権相談に応じています。

【窓口】 静岡地方法務局又は各支局（120 ページ）

(2) 特設人権相談所

市町役場、公民館等の公共施設、デパート、社会福祉施設等において随時開設し、様々な人権相談に応じています。

【問い合わせ先】 静岡地方法務局又は各支局（120 ページ）

(3) みんなの人権 110 番（全国共通人権相談ダイヤル）

全国共通のナビダイヤルで一般の人権相談に応じています。電話は、おかけになった場所の管轄の法務局又は支局につながります。

【窓口】 電話 0570-003-110

(4) こどもの人権 110 番

全国共通のフリーダイヤルで子どもからの人権相談に応じています。電話は、おかけになった場所の管轄の法務局につながります。

【窓口】 電話 0120-007-110

(5) 女性の人権ホットライン

全国共通のナビダイヤルで女性からの人権相談に応じています。電話は、おかけになった場所の管轄の法務局につながります。

【窓口】 電話 0570-070-810

(6) インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）

法務省ホームページ上にパソコン、スマートフォン、携帯電話いずれも使用可能なインターネットによる人権相談受付窓口（SOS-eメール）を開設し、24 時間 365 日相談を受け付けています。

【窓口】 <https://www.jinken.go.jp/>

※ ホームページ 法務省人権擁護局 <https://www.moj.go.jp/JINKEN/>

(7) LINE じんけん相談

差別・いじめ・DV・ハラスメント・インターネット上の誹謗中傷について、相談を受け付けています。

アカウント名：法務局 LINE じんけん相談

ID:@linejinkensoudan で検索

平日 8 : 30~17 : 15

21 静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ

外国人県民も安心して生活を送ることができるように、在留資格、労働、医療、福祉など生活に関する様々なことを多言語で相談できるセンターです。

【窓口】

静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ

(対応言語)

8 言語（日本語、ポルトガル語、フィリピン語、英語、中国語、ベトナム語、スペイン語、インドネシア語）

※その他の言語についても、テレビ電話通訳、翻訳機等を活用し、15 言語以上に対応。

(相談員による対応)

- ・平日の午前 10 時から 16 時まで
- ・多言語相談員 5 名（各相談員週 2 日）
- ・日本人相談員（各日 1 名配置）

(相談方法)

電話：054-204-2000 FAX：054-202-0932

mail：soudan@camellia2.com

LineID：sirlinejpn01

Skype：siradviser

Messenger ID：@adviser.shizuoka、Facebook Account：Adviser Shizuoka

22 外国人在留総合インフォメーションセンター等

入国手続や在留手続等に関する各種問い合わせに応じています。電話や訪問によるお問い合わせに日本語だけでなく、外国語でも対応しています。

詳細については、以下を参照

- ・外国人在留総合インフォメーションセンター、ワンストップ型相談センター及び外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）について

<https://www.moj.go.jp/isa/support/consultation/index.html>

・人身取引について

https://www.moj.go.jp/isa/publications/others/zinsin_index.html

【窓口】

○ 外国人在留総合インフォメーションセンター（名古屋）

〒455-8601 愛知県名古屋市港区正保町5-18

※インフォメーションセンターは上記のほか、札幌、仙台、東京、横浜、大阪、神戸、広島、高松、福岡、那覇にもありますが、電話番号は共通です。

電話 0570-013904

○ 浜松市外国人総合支援ワンストップセンター

〒430-0916 静岡県浜松市中央区早馬町2-1 クリエイト浜松4階

電話 053-458-1510

○ 外国人在留支援センター（FRESC）

〒160-0004 東京都新宿区四谷1丁目6番1号 四谷タワー13階

電話 03-5363-3025（予約専用）

原則予約制により、対面またはオンラインでの在留相談を行っています。

23 静岡県精神保健福祉センター

精神保健の向上や精神障害者の福祉の増進を図るため、県が設置している機関で、精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究、相談指導など、精神保健に関する広範囲な活動を行っています。

【窓口】静岡県精神保健福祉センター

〒422-8031

静岡市駿河区有明町2-20（電話 054-286-9245）

○相談業務

心の健康相談、精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめ、アルコール、薬物、ギャンブル等依存症、ひきこもり等に関する相談等、幅広く精神保健福祉全般の相談を実施しています。

【窓口】こころの電話

賀茂地域在住の方 電話 0558-23-5560

東部地域在住の方 電話 055-922-5562

中部地域在住の方 電話 054-285-5560

西部地域在住の方 電話 0538-37-5560

24 市（区）福祉事務所 県健康福祉センター

県及び市に設置が義務づけられた「福祉に関する事務所」で、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に関する事務を行っています。

なお、政令市（静岡市、浜松市）には 10 か所に設置されています。

また、県の設置する福祉事務所（健康福祉センター）については、県内の町を管轄し、生活保護法、母子及び寡婦福祉法に関する事務となり、町の児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に関する事務は各町役場で対応しています。

(1) 相談・援護・生活保護

生活保護等に関する福祉全般の業務等を行なっています。生活保護は、生活に困窮している方で、資産・稼働能力等を全て生活費に充当しても、基準とされる最低限度の生活を維持できない場合に、その不足分について保護（支給）を行います。

【窓口】福祉事務所（121 ページ）

(2) 家庭児童相談

家庭における子どもの養育やしつけ、家族関係や学校生活等に関する悩みや相談に応じています。

【窓口】市にお住まいの方は各市（区）の福祉事務所（家庭児童相談室）に御相談ください。町にお住まいの方は、各町役場の児童相談窓口に御相談ください。

25 保健所

健康に関する住民からの相談に幅広く対応するため、県や政令市（静岡市、浜松市）が設置する機関です。医師、保健師、栄養士、精神保健福祉士等の医療保健の専門職が働いており、心身の状況を総合的に扱うことができます。

○相談業務

身体的・精神的な健康に関しての不安や不調に関して、問題の整理をしながら、必要に応じて、適切な医療機関の紹介を行います。

相談者が、保健所に電話をしたり、来所した場合に相談にのることはもちろんですが、相談内容や相談者の状況に応じて、必要な場合には、保健師が自宅に訪問をして相談に乗ることもできます。

また、特に大規模な災害や事件等における PTSD 等の精神的な課題に関しては、初期の対応のみならず、中期的な支援も行っており、医療機関や市町と協力しながら継続的に、相談に乗ることができます。

また、被害者の方のみならず、被害者を支援する方の相談に応じることもできます。

【窓口】県健康福祉センター・保健所（122 ページ）

26 市町保健センター

市町が設置している機関で、健康相談、保健指導および健康診査その他地域保健に関する必要な事業を行っています。

県の設置している保健所がより広域的・専門的な健康課題を把握し助言する技術的拠点であるのに対して、市町保健センターはあくまでも地域住民のための健康づくりの場・直接サービスの場という役割を担っています。

○相談業務

保健師、看護師、栄養士等の専門職員が、健康相談に応じます。

【窓口】市町保健センター等（124～126 ページ）

27 静岡県社会福祉協議会 市区町社会福祉協議会

地域福祉の充実を目指し、社会福祉に関する相談事業を実施しています。

(1) 福祉サービスの提供等

高齢者・障害者等に対して、ホームヘルプサービスや配食サービスをはじめとする福祉サービスの提供を行っています。

※支援にかかる費用の一部負担があります。

【窓口】社会福祉協議会（127～131 ページ）

(2) 福祉サービスに関する相談業務

福祉サービスに関する相談の受付を行っています。

【窓口】社会福祉協議会（127～131 ページ）

(3) 日常生活自立支援事業

認知症や知的障害、精神障害等によって自らの判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理等を行っています。

※支援にかかる費用の一部負担があります。

（対象要件等）

加齢や認知症、知的障害・精神障害等により判断能力が低下している方（成年後見制度対象者は除く。）

【窓口】社会福祉協議会（127～131 ページ）

(4) 生活福祉資金

経済的自立及び生活意欲の助長促進を図り安定した生活を送れるようにすることを

目的とし、低所得世帯、障害者世帯、または高齢者世帯に対し、必要な相談支援と資金の貸付を行っています。

【窓口】社会福祉協議会（127～131 ページ）

(5) 福祉サービスに関する苦情解決

社会福祉、法律、医療の分野の学識経験者から選出された委員が福祉サービスに関する苦情の解決に向けて、事情の調査や助言、あっせんを行います。

【窓口】静岡県福祉サービス運営適正化委員会

〒420-8670

静岡市葵区駿府町 1-70（電話 054-653-0840）

28 地域包括支援センター

市町や、市町から受託した法人が設置する機関で、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるように、保健、医療、福祉サービスをはじめ、様々なサービスを必要に応じて、総合的、継続的に提供しています。令和6年4月現在、県内に160か所あります。

【窓口】地域包括支援センター（132～140 ページ）

(1) 総合相談支援業務

高齢者を対象とし、地域における適切なサービス、関係機関や制度の利用につなげるなどの、総合的な相談・支援を行います。

(2) 権利擁護業務

高齢者を対象とし、人権や財産を守る権利擁護事業や、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制度を活用できるように、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぐなどの支援を行います。

29 医療機関（病院・診療所等）

各都道府県では、医療機関の情報をインターネットで公表しています。

令和6年4月より県内の病院・診療所等、医療機関の情報は、厚生労働省が運営する全国統一システム「医療情報ネット」で公表が開始しました。

「医療情報ネット」は「診療科目」、「所在地」、「設備や対応内容」等の様々な探し方で、全国の医療機関を都道府県を跨いで探す事が可能です。また、多言語翻訳にも対応しています。

（ホームページ）

医療情報ネット（ナビイ）

<https://www.iryuu.teikvouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>

（従前より、運用されていた「医療ネットしずおか」は令和6年3月末をもって終了しました。）

30 一般社団法人静岡県公認心理師協会

公認心理師は、保健医療、福祉、教育その他の分野において心理学に関する専門的知識及び技術により、心理に関する支援を要する人やその周辺の人々の相談、助言、援助を行う心理専門職の国家資格を有する人々のことをいいます。

臨床心理士は、文部科学省認可の公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の資格審査に合格し、認定を受けている心理専門職で、1) 臨床心理検査、2) 臨床心理面接・心理療法、3) 臨床心理的地域援助、および4) それらの調査・研究といった、主に4つの仕事に従事する人々のことをいいます。

一般社団法人静岡県公認心理師協会は、県内在住・在勤の公認心理師と臨床心理士によって構成されており、両専門職の資質の向上に努めるとともに、関係機関・団体の被害者支援活動に協力しています。

(1) 支援センターへの面接相談員派遣

認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターへ面接相談員及び研修講師を派遣しています。

(2) SORAとの連携

静岡県性暴力被害者支援センターSORAと連携し、被害者に対する心理的支援を行います。

一般社団法人静岡県公認心理師協会

〒422-8066 静岡市駿河区泉町3番6号サンシティ泉301号

電話 054-284-1450 (火～金曜日の9～12時)

※祝日・夏季休業期間・年末年始を除く

<https://shizuoka-acpp.or.jp/>

31 一般社団法人静岡県社会福祉士会 権利擁護センターばあとなあ静岡

社会福祉士は、「社会福祉士及び介護福祉士法」で位置づけられた、社会福祉業務に携わる人の国家資格です。以下のような場所で、福祉に関する相談援助業務などを行っています。

- ・児童福祉法関係施設（児童相談所、養護施設、知的障害児施設等）
- ・老人福祉法・介護保険法関係施設（特別養護老人ホーム、地域包括支援センター等）

- ・身体障害者福祉法関係施設（施設入所支援施設、就労継続支援事業所等）
- ・知的障害者福祉法関係施設（施設入所支援施設 生活介護事業所等）
- ・生活保護関係施設（救護施設、厚生施設等）
- ・社会福祉法関係事業所（福祉事務所、社会福祉協議会等）
- ・母子・寡婦福祉法関係施設（母子福祉センター等）
- ・医療法関係施設（病院等）
- ・学校教育関係（スクール・ソーシャルワーカー）

社会福祉士会は、社会福祉士からなる団体で、福祉・医療・保健・教育・司法行政の関係機関と力を合わせ、福祉を必要とする方が、地域で安心した生活を送れるよう支援しています。

【窓口】一般社団法人静岡県社会福祉士会

〒420-0856

静岡市葵区駿府町1番70号静岡県総合社会福祉会館4階

電話 054-252-9877

静岡県社会福祉士会では、権利擁護センターぱあとなあ静岡を設置し、成年後見制度に関わる支援を行っています。

○成年後見人等の紹介・受任

判断能力が不十分な高齢者や障害者に対し、成年後見制度の利用相談、成年後見人の養成と候補者名簿の家庭裁判所への提出、受任と受任者へのサポートを実施しています。

【窓口】権利擁護センターぱあとなあ静岡（電話 054-252-9877）

一般社団法人静岡県社会福祉士会事務局内

※成年後見制度（法定後見人制度と任意後見制度）

認知症の方、知的障害のある方、精神障害のある方などの判断能力の不十分な方々は、財産管理や身上保護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあう恐れがあります。

このような判断能力の不十分な方々を保護支援するのが成年後見制度です。

また、判断能力が低下する前に本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来自己の判断能力が不十分になったときの後見事務の内容と後見する人を、自ら事前の契約によって決めておく任意後見制度もあります。

32 一般社団法人静岡県精神保健福祉士協会

静岡県精神保健福祉士協会は、精神保健福祉士で構成されている職能団体です。

「精神保健福祉士」は、精神保健医療福祉領域のソーシャルワーカーの国家資格です。

広く国民の精神健康保持（メンタルヘルスケア）に資するために、福祉・医療・保健・司法・教育・雇用の関係各機関や団体との連携や協力のもとに、保健及び福祉的支援を必要とする方が、安心して地域生活を送れるように支援しています。

精神保健福祉士は以下のような機関に所属し相談に応じています。

- ・医療機関（精神科病院、精神科クリニック等）
- ・障害者総合支援法上の障害福祉サービス事業所・相談支援事業所・地域生活支援事業を行う施設
- ・福祉行政の関連機関（保健所、都道府県・区市役所、児童相談所等）
- ・その他（社会福祉協議会、企業内産業保健担当部署、保護観察所、矯正施設など）

被害者支援については、自然災害の被災者や事故、配偶者からの暴力や虐待、犯罪などの被害者に対する支援を行うことがあります。支援を必要とする方たちと、医療・経済・居住・家庭・職業などの諸課題について一緒に考え、改善に向け共に取り組んでいきます。

○精神保健福祉士の相談業務

多数の死傷者を出すような事件・事故等が発生した際には、自治体や民間の関係機関、団体と連携し、被害者の精神保健医療福祉に関するケアチームに参加することもあります。特に精神疾患や精神障害を有する方の支援や、生活困難状況が長引く中でのメンタルケア、生活支援等にかかわっていきます。

33 労働基準監督署

労働基準法のほか、労働安全衛生法、じん肺法、最低賃金法、家内労働法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法等の法令等に基づき、労働条件確保・改善の指導、安全衛生の指導、労災保険の給付などの業務を行っています。

○ 労災保険給付

労災保険では、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して、労働者やその遺族の迅速かつ公正な保護をするために必要な給付等を行っています。（労働局では相談のみに対応しております）

労災保険に関する相談・申請手続きは下記の労働局・労働基準監督署の窓口で行っています。

【専門窓口】労働基準監督署（141 ページ）

34 ハローワーク（公共職業安定所）

全国に設置される国の行政機関で、職業紹介、雇用対策、雇用保険制度の運営等を行っています。

○ 就職支援

個々の求職者に対する職業相談を通じて、求職者の置かれた状況に応じたきめ細やかな就職支援を行っています。

【専門窓口】 ハローワーク（141～142 ページ）

【連絡先】 静岡労働局 職業安定部

〒420-8639

静岡市葵区追手町 9-50 静岡地方合同庁舎 5 階（電話 054-271-9960）

35 総合労働相談コーナー

全国の都道府県労働局、主な労働基準監督署庁舎内に設置され、労働問題に関するあらゆる相談、情報の提供等のワンストップサービスを実施しています。

○ 相談業務

労働条件、募集・採用、いじめ・嫌がらせ等労働問題に関する様々な分野についての相談を専門の相談員が面接・電話で受け付けています。裁判所、地方公共団体等他の紛争解決機関の情報も提供します。

【専門窓口】 総合労働相談コーナー（143 ページ）

【連絡先】 静岡労働局 雇用環境・均等室

〒420-8639

静岡市葵区追手町 9-50 静岡地方合同庁舎 5 階（電話 054-252-1212）

36 公共職業能力開発施設

県や独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する施設で、職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校の5種類の施設が含まれます。

○ 職業訓練

就労に直接関係した技術を身につけるための訓練コースを実施しています。

（対象要件等）求職者

【専門窓口】 公共職業能力開発施設（146 ページ）

37 静岡県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）、県健康福祉センター

配偶者（事実婚や元配偶者、同居する交際相手も含む）等からの暴力の被害者に対して相談や関係機関の紹介、被害者や同伴家族の一時保護、被害者の自立支援を行ううえで中心的な役割を果たす施設です。

(1) 相談業務等

配偶者等からの暴力に関する相談業務を行い、関係機関・団体の紹介や保護命令制度、シェルター等に関する情報提供、利用の援助を行います。ただし、DV相談ダイヤルは「相談」のみです。

【専門窓口】＜DV相談ダイヤル＞

県内にお住まいの方どなたでも 静岡県女性相談支援センター	祝日年末年始を除く毎日 9:00～20:00 電話 054-286-9217
県賀茂地域にお住まいの方 賀茂健康福祉センター	月～金曜日 9:00～17:00 電話 0558-22-9217
県東部地域にお住まいの方 東部健康福祉センター	月～金曜日 9:00～17:00 電話 055-926-9217
県中部地域にお住まいの方 中部健康福祉センター	月～金曜日 9:00～17:00 電話 054-644-9217
県西部地域にお住まいの方 西部健康福祉センター	月～金曜日 9:00～17:00 電話 0538-33-9217

【面接等の問い合わせ先】

静岡県女性相談センター（月～金曜日 8:30～17:15）

〒422-8031

静岡市駿河区有明町 2-20（電話 054-286-9238）

(2) 一時保護

被害者や同伴者の緊急時における安全を確保するため一時保護を行います。また、一時保護は被害者本人の意思に基づき、（緊急時の）心身の安全確保のため緊急の保護が必要と認められる場合、短期間の生活支援が必要である場合等に行うものです。

(対象要件等)

下記のいずれかに該当する方

- ① 性暴力や性的虐待、性的搾取等による性的な被害等を防ぐために、支援対象者を緊急に保護することが必要と認められる場合
- ② 配偶者暴力防止等法第1条第1項に規定する配偶者からの暴力から保護することが必要と認められる場合
- ③ ②に該当する場合以外で、同居する者等からの暴力から保護することが必要と認められる場合
- ④ ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第1項に規定するつきまとい等又は同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等から保護することが必要と認められる場合
- ⑤ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第7号に規定する人身取引等により他人の支配下に置かれていた者として保護することが必要と認められる場合
- ⑥ 支援対象者が定まった住居を有さず、又は心理的虐待など何らかの理由で帰宅することで心身に有害な影響を与えるおそれがあると認められる場合であって、保護することが必要と認められる場合
- ⑦ 支援対象者について、その心身の健康の確保及び関係機関による回復に向けた支援につなぐために保護することが必要と認められる場合
- ⑧ その他、一時保護を行わなければ、支援対象者の生命又は心身の安全が確保されないおそれがあると認められる場合

【窓口】市にお住まいの方 各市(区)の福祉事務所

町にお住まいの方 県健康福祉センターDV相談

(3) 自立支援

自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等についての情報提供等の援助を行っています。

※内閣府ホームページ 配偶者からの暴力被害者支援情報

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/index.html

38 静岡県男女共同参画課

「生きにくさ」を抱え、悩んでいる相談者に対し、相談者自身がより良い解決策を見出すことを目的に相談事業を実施しています。

<あざれあ女性相談>

夫やパートナーとの関係、仕事や家族をめぐる悩みや苦しみなどの御相談に応じます。相談員は女性です。安心してお電話ください。

◎電話相談

専用電話 054-272-7879

<あざれあ男性相談>

自分の生き方、家庭の問題、仕事や健康の悩みなどの御相談に応じます。相談者自身が解決の糸口を見出せるよう、男性の相談員が電話で相談を受けます。

◎電話相談 専用電話 054-272-7880

<ふじのくに LGBT 電話相談>

性のあり方に関する悩みや困りごとについてお話してください。御本人だけでなく、家族、友人、職場や学校の関係者も相談できます。

◎電話相談

専用電話 0120-279-585

※ふじのくにレインボーページ

<http://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/jinkennpo/danjokyodo/1013768>

【問合わせ先】静岡県くらし・環境部 県民生活局 男女共同参画課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号（電話 054-221-2824）

39 静岡県性暴力被害者支援センターSORA（そら）

性犯罪や性暴力の被害にあった方・あっている方の相談をお受けします。専門的な研修を受けた女性相談員がお話を伺い、行政、医療機関、弁護士会などの関係機関が連携し、身体的・心理的支援、法律相談などの支援を行います。

（支援の概要）

- ・ 電話相談
- ・ チャット相談
- ・ 面接相談（予約制）
- ・ 同行支援（希望により警察、病院等関係機関へ相談員が付き添います。）
- ・ 関係機関と連携し、必要な支援の調整を行います。
- ・ 被害回復のため、急性期産婦人科等医療費やカウンセリング費用を公費で負担できる制度があります。

【窓口】 静岡県性暴力被害者支援センターSORA（そら） 24時間365日相談対応
電話 「#8891」※相談無料・通話無料

（NTTひかり電話の場合は 0120-8891-77）

40 女性自立支援施設

県や社会福祉法人などが設置している施設で、配偶者等からの暴力被害者、家庭環境の破綻や生活の困窮など様々な事情により社会生活を営む上で困難な問題を抱えている女性の自立への支援をしています。

【問い合わせ先】女性相談支援センター

〒422-8031 静岡市駿河区有明町 2-20（電話 054-286-9238）

41 民間シェルター

配偶者や交際相手などからの暴力を受けた被害者が、加害者から緊急一時的に避難できる施設です。被害者の緊急一時的な保護のみならず、相談への対応、被害者の自立に向けた付添い支援等被害者に対する様々な援助を行っています。

民間シェルターは被害者の安全の確保のため、所在地が非公開になっています。

【問い合わせ先】女性相談センター

〒422-8031 静岡市駿河区有明町 2-20（電話 054-286-9238）

42 児童相談所

18歳未満の子どものあらゆる問題について相談に応じる機関です。一義的な子どもにかかわる相談を受け付ける市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、養護性が高く、より専門的な判断が求められる相談については児童相談所が対応します。

○相談業務

子ども虐待や育児の悩み等について、保護者や子どもからの相談に対応しています。必要な場合は子どもを一時保護したり、施設に措置したりします。

【窓口】児童相談所（144 ページ）

43 児童家庭支援センター

虐待や非行等の子どもの福祉に関する問題について、子ども、母子家庭、地域住民などからの相談に応じ、必要な助言を行っています。また、保護を必要とする子どもや保護者に対して指導を行うとともに児童相談所等との連携・連絡調整を行っています。

○相談業務

虐待や非行等、子どもの福祉に関する問題について、子どもやその保護者、母子家庭等からの相談に応じ必要な助言を行っています。

【窓口】静岡恵明学園児童家庭支援センター スマイル

〒411-0801 三島市谷田 1039-2（電話 055-983-0555）

誠信会児童家庭支援センター パラソル

〒417-0808 富士市一色 168-1（電話 0545-32-8125）

児童家庭支援センター はるかぜ

〒425-0052 焼津市田尻 58（電話 054-656-3456）

44 乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設

(1) 乳児院

親の死亡や病気・家出・虐待など様々な事情で家庭での養育が困難な乳児（特に必要のある場合、幼児も含む。）を入所させて養育し、退所後も相談等の援助を行うことを目的とする施設です。

(2) 児童養護施設

保護者のいない子ども、虐待されている子どもその他環境上養護を必要とする子どもを入所させ養護し、退所した後も相談や自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

(3) 児童自立支援施設

不良行為などにより、生活指導等を要する子どもを入所または通所させ、個々の子どもの状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、退所した後も必要な相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

(4) 児童心理治療施設

心理的問題を抱え日常生活に多岐にわたり支障をきたしている子どもたちが入所し、生活支援を基盤とした心理治療を中心に、学校教育との緊密な連携による総合的な治療・支援を行い、退所した後も必要な相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。

【窓口】 児童相談所（144 ページ）

45 母子生活支援施設

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のため生活を支援することを目的とした施設です。入所の申し込みは、居住地の福祉事務所に対して行うことになります。

また、申し込みについては、母子からの依頼に基づいて、母子生活支援施設が母子の代わりに行うこともできます。

○緊急母子一時保護

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援します。

（対象要件等）

以下に該当する方で、かつその児童の監護を十分に果たすことができない女子とその児童

- ・ 夫との死別・離婚や夫の失踪等により、現在夫がいない女子
- ・ 配偶者の暴力から母子で逃れており、婚姻の実態が失われている女子

(入所申込み) 居住地の福祉事務所

(施設名) のぎくホーム (沼津市)
千代田寮 (静岡市)
トットジョイ (浜松市)

※いずれの施設も住所、電話番号等は非公開です。

46 ファミリー・サポート・センター

市町が設置、運営する機関で、「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワークです。

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。

○各種サポート

以下のような事業を実施しています。

- ・ 保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・ 保育施設までの送迎を行う。
- ・ 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・ 買い物等外出の際、子どもを預かる。

※利用を希望される場合は、あらかじめ各センターにお問合せください。

(対象要件等) 登録をした会員

【窓口】ファミリー・サポート・センター (148～149 ページ)

47 静岡県教育委員会・各市町教育委員会

児童生徒が犯罪被害者になった場合に、学校や関係機関との連携を図り、必要な支援を行っています。

○相談業務

不登校や学校生活など、子どもの心と教育全般に関する教育相談を受け付けています。

(電話相談) 「教育相談ハロー電話『ともしび』」

※平日 午前 10 時から午後 5 時まで利用できます。

(12/29～1/3 を除く)

東部：電話 055-931-8686

中部：電話 054-289-8686

西部：電話 0537-24-8686

「24 時間子供 SOS ダイアル」 ※24 時間いつでも利用できます。
フリーダイヤル 0120-0-78310

(面接相談) 沼津、掛川の県内 2 か所で実施しています。

相談申込：電話 0537-24-9738

※受付：平日午前 9 時から午後 5 時まで (12/29～1/3 を除く)

※詳しくは「静岡県総合教育センター」ホームページを御覧ください。

<悩みや困り事を抱える子ども・若者とその家族の支援>

子ども・若者相談センター「アンダンテ」(電話 054-255-0600)

(相談機能) 社会的ひきこもり傾向にある等、悩みを抱える本人及び家族に対し、カウンセリング等による面接相談、電話相談、オンライン相談や適切な支援機関の紹介を実施します。

(交流機能) フリースペースが利用できます。(自由に使える居場所を設け、気軽に話せる相手(補助員)を配置しています)

48 学校

各学校においては、子どもの心の問題について、早期発見・早期対応するために、校長、教頭、担任、学年主任、教育相談担当、生徒指導主任・主事、養護教諭等が中心となり、随時相談に応じたり相談週間を設けたりするなど、学校の実情に応じた教育相談の充実に努めています。

○スクールカウンセラー

国及び県の事業としてスクールカウンセラー(臨床心理士や公認心理師等に委嘱)が配置されており、児童生徒へのカウンセリング、教員や保護者への指導・助言等を行っています。

【窓口】直接学校にお問い合わせください。

49 独立行政法人日本スポーツ振興センター

我が国におけるスポーツの振興、児童生徒等の健康の保持増進を図るための中核的・専門的機関として、スポーツの普及・振興等に関する各種業務のほか、災害共済給付及び事故防止に関する業務などを行っており、全国 6 か所に事務所があります。

○災害共済給付

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、高等専修学校及び保育所等の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)に対し、災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給)を行っています。

給付金の支払請求は、学校等の設置者がセンター(各地域の給付担当課)に対して

行い、給付金はセンター（各地域の給付担当課）から学校等の設置者を經由して児童生徒等の保護者に支払われます。

また、保護者も学校等の設置者を經由して給付金の支払請求をすることができます。

※共済掛金が必要です。

（対象要件等） 在籍する学校等にお問い合わせください。

【連絡先】独立行政法人日本スポーツ振興センター名古屋給付課（電話 052-533-7823）

ホームページ：<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/>

50 交通事故相談所

交通事故で被害を受けた方の抱える様々な問題について、専任の交通事故相談員が、相談を受け付け、公正な立場から助言や問題解決の支援を行っています。

○相談業務

損害賠償請求、示談の進め方等について、面接、電話等での相談を受け付けています。問題解決のための指導や助言、必要に応じて関係機関への斡旋を行っています。

【窓口】静岡県交通事故相談所

〒422-8067

静岡市駿河区南町 14-1 水の森ビル 3階

中部県民生活センター内（電話 054-202-6000）

（一般相談）

- ・相談日時 月～金曜日（祝日を除く） 9:00～12:00、13:00～16:00
- ・相談方法 来所による面接のほか、電話、手紙での相談も行います。

（法律相談）

- ・弁護士が立ち会い、相談に応じます。
- ・相談日時 第1・第2・第3木曜日（祝日を除く） 13:00～15:00
（令和7年4月～）第1木曜日（祝日を除く）13:00～15:00に変更

51 一般財団法人静岡県交通安全協会（静岡県交通安全活動推進センター）

県公安委員会の指定された法人であり、交通事故相談に応じています。

○交通事故相談活動

交通事故の相談に応じ、適切な助言をしています。

【窓口】静岡県交通安全協会

〒420-0839

静岡市葵区鷹匠 2-5-7（電話 054-251-4765）

相談日時 毎月2回、10日と20日（土・日・祝日は除く）8:30～17:15

費用 無料

52 公益財団法人日弁連交通事故相談センター

全国154か所（静岡県内には6か所）に設置されている交通事故専門の相談所です。自賠責保険に加入することを義務づけられている車両（自動車損害賠償保障法第2条第1項）による国内での「自動車・二輪車事故」のうち、民事上の法律問題について、弁護士による相談・示談あっせん・審査を無料で行っています。

(1) 面接相談

損害賠償責任者の認定、損害賠償額の算定、その他交通事故の民事上の法律問題等について弁護士が面接相談を行います。また、損害賠償の交渉で相手方と話し合いがつかない時には、弁護士が双方の間に入り、中立・公正な立場で示談が成立するよう、示談あっせんも行っています。示談あっせんの申出は、面接相談を行い相談担当弁護士がその適否を判断します。協定関係にある共済組合の示談あっせんが不調（打切り、不成立）になった場合には、審査手続に移行することも可能です。

【窓口】公益財団法人日弁連交通事故相談センター（150 ページ）

(2) 電話相談

フリーダイヤルを用いた電話による相談を行っています。電話相談では、事故状況等を十分に把握できないこともありますので、簡単な相談事項について回答を行っています。相談時間は10分程度です。

【窓口】フリーダイヤル（電話 0120-078325）

※月～金（祝日を除く）10：00～19：00

※相談料は無料です。

(3) 高次脳機能障害相談

自動車事故による高次脳機能障害について、全国8か所の相談所で、面接による相談を行っています。

また、原則1回に限り、電話による相談も行っています。相談時間は30分程度です。

※相談はすべて予約制です。

※面接相談の相談日時、予約方法は相談所によって異なりますので、予めお問い合わせください。

※電話相談は相談日時に弁護士から電話があります。本部の窓口に電話して予約を行ってください。

（対象要件等）交通事故により高次脳機能障害になった方

【窓口】本 部（電話 03-3581-4724）

関内相談所（電話 045-211-7700）

名古屋相談所（電話 052-565-6110）他

事業の詳細はホームページを御覧ください。 <https://n-tacc.or.jp>

53 公益財団法人交通事故紛争処理センター

公益財団法人交通事故紛争処理センターは、自動車事故の損害賠償に関する紛争の問題解決のため、昭和49年（1974年）の発足以来、全国11ヶ所に拠点を置き、中立・公正な立場で、自動車事故をめぐる損害賠償に関する法律相談、和解のあっ旋及び審査・裁定業務を無料で実施しております。

自動車事故の被害にあわれ、保険会社等との示談をめぐる損害賠償の問題でお困りの方は、交通事故紛争処理センター静岡相談室まで、電話でお申し込みください。

静岡相談室は、静岡県民の利便性向上や交通事故にかかる紛争の早期解決を図ることを目的に、JR静岡駅近くに事務所を開設しており、専門の弁護士が中立・公正な立場で適切に対応し、保険会社等との間の紛争解決のお手伝いをいたします。

交通事故紛争処理センターの弁護士費用は一切かかりません。無料です。

（対象要件等）電話予約の際に案内します。

【窓口】 公益財団法人 交通事故紛争処理センター 静岡相談室
〒420-0851 静岡市葵区黒金町1-1-7 （大樹生命静岡駅前ビル 4階）
*電話予約：054-255-5528（平日・午前9時～午後5時まで）
詳細は下記ホームページを御覧ください。
<http://www.jcstad.or.jp/>

54 一般社団法人日本損害保険協会

損害保険業の健全な発達と信頼性の向上を図り、もって安心かつ安全な社会の形成に寄与することを目的として設立されています。

○そんぽADRセンター

日本損害保険協会が設置しているお客様対応窓口で、損害保険に関する一般的な御相談に対応するほか、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社(注)との間の紛争解決の支援を行っています。

(注) 当協会と手続実施基本契約を締結している保険会社に限りです。

【窓口】ナビダイヤル(全国共通) 0570-022808（通話料有料）

※以下の直通番号もご利用いただけます。電話リレーサービス。

IP電話からの発信でナビダイヤルがご利用いただけない場合はこちらにおかけください。

東京：03-4332-5241

近畿：06-7634-2321

受付時間：午前9時15分～午後5時【月～金曜日】

(祝日・休日および12月30日～1月4日を除く)

※日本損害保険協会ホームページ <https://www.sonpo.or.jp/>

55 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険・共済の保険金又は共済金の支払いで、被害者や保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間で生じた紛争に対して調停を行います。

○紛争処理制度の概要

- ・当機構に申請して、調停（紛争処理）を依頼する制度です。

公正中立で専門的な知見を有する第三者である弁護士、医師及び学識経験者で構成する紛争処理委員が、紛争処理委員会において保険会社・共済組合の保険金・共済金支払内容の妥当性について審査を行います。

- ・保険会社・共済組合は、調停結果を遵守します。

(調停結果を守ることについては、自賠責保険及び自賠責共済の約款等に定めております)

- ・調停は書面による審査ですので、御来所頂く必要はありません。

また、紛争処理の審査は、原則として無料です。

※申請に要する電話通話料、郵送料等の通信費、医療関係書類の取得費用など、申請及び申請後に要する費用は当事者にて御負担いただきます。

- ・調停結果に納得できない場合、再度調停（紛争処理）申請はできませんが、事故の相手方や保険会社又は共済組合を相手として裁判所へ提訴することができます。

(申請可能な事案)

- ・自賠責保険・共済に請求し、支払い又は支払不能の通知があった事案
- ・自動車（任意）保険・共済の対人賠償について自賠責保険・共済の支払いに係る部分について判断（事前認定）がなされている事案

(申請できる人)

- ・自動車事故の被害者（死亡事故の場合は御遺族）、加害者（被保険者・被共済者）、保険会社・共済組合又はそれらの代理人の方

【窓口】

本 部 〒101-0062
 東京都千代田区神田駿河台 3-4
 龍名館本店ビル 11 階（電話 03-5296-5031）

大阪支部 〒541-0051
 大阪府大阪市中央区備後町 3-2-15
 モレスコ本町ビル 2 階（電話 06-6265-5295）

※詳細についてはホームページ参照 <http://www.jibai-adr.or.jp/>

56 独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）静岡支所

人と車の共存を理念として、自動車事故の発生防止・その被害者への援護のために、様々な情報提供や、指導・助言、療護センターの設置・運営等自動車事故被害者への援護事業を行っています。

(1) 介護料支給

自動車事故が原因で、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、移動、排泄、食事など日常生活動作について常時又は随時介護が必要な方に支給します。

(対象要件等)

下記のいずれかに該当する方

- ① 自賠責保険において、後遺障害等級が自動車損害賠償保障法施行令別表第1の第1級1号・第1級2号又は第2級1号・第2級2号の認定を受けている方
- ② 自損事故等により自賠責保険による後遺障害等級の認定を受けていない方（後遺障害認定通知書を紛失された方を含む）であって、次の要件を満たす方
 - ・①と同程度の障害を受けたと認められる方
 - ・事故後18ヶ月以上が経過し症状が固定したと認められる方
- ③ 平成12年12月以前に自賠責保険において、後遺障害等級として「併合1級」（脳損傷の認定を受けた方に限ります。）と認定された方

(2) 生活資金貸付

自動車事故による被害者に対して次の貸付を行っています。

- ・交通遺児等貸付け

自動車事故により死亡または重度の後遺障害が残った方の中学校卒業までの児童に対する貸付

- ・不履行判決等貸付け

自動車事故による被害者の方で、確定判決や和解等によっても、損害賠償を受けられない方に対する貸付

- ・保険金等立替貸付け

自動車事故により後遺障害が残った方で、その後遺障害について自賠責保険金の請求ができる方で、後遺障害についての保険金の支払いがなされるまでの間に対する貸付

- ・保障金立替貸付け

ひき逃げや無保険車による事故の被害者で、政府の保障事業に保障金を請求

できる方で、保障金の支払いがなされるまでの間に対する貸付

(3) 相談業務

- ・介護料受給資格を有する方を対象に在宅介護等に関する諸相談に応じています。
- ・交通遺児等の家庭からのお問い合わせや身近な生活全般にわたる問題の相談に応じています。

【窓口】静岡支所

〒420-0837

静岡市葵区日出町 1-2 TOKAI 日出町ビル 1 階（電話 054-687-3421）※1

ナスバ交通事故被害者ホットライン（電話 0570-000738）※2

※相談時間 ※1（日・祝日・年末年始、指定月・土を除く）8:30～12:00、13:00～17:15

※2（土・日・祝日・年末年始を除く）10:00～12:00、13:00～16:00

57 公益財団法人交通遺児等育成基金

交通遺児が損害賠償金などの一部を拠出して基金に加入し、基金がその拠出金を安全・確実に運用し、これに国と民間の負担による援助金を加えて長期にわたり定期的に遺児の育成のための資金を給付する制度を行っています。

(1) 育成給付金の給付

交通遺児が拠出した拠出金を安全・確実に運用し、これに国と民間の負担による援助金を加えて、遺児が満 19 歳に達するまで定期的に育成資金の給付を行います。

※加入時の年齢により拠出金の金額は異なりますので、詳しくはホームページを御覧ください。

(対象要件等)

国内で発生した交通事故により死亡された方の遺族であって、満 16 歳未満のお子様かつ一定額の拠出金を拠出できる方

(2) 生活資金等の給付

・越年資金

自動車事故被害者家庭のうち特に生計困窮度の高い家庭に対して、当該家庭が新年を迎えるにあたっての生活資金を必要とする場合に、お子様 1 人につき一定額を給付します。

・入学支度金

自動車事故被害者家庭のうち特に生計困窮度の高い家庭に対して、当該家庭のお子様は小学校又は中学校に入学する場合に、入学するお子様 1 人につき一定額を給付します。

・進学等支援金

自動車事故被害者家庭のうち特に生計困窮度の高い家庭に対して、当該家庭のお子様は義務教育を終了して直ちに上級学校へ進学又は就職する場合に、進学又は就職

するお子様 1 人につき一定額を給付します。

(3) 緊急時見舞金

自動車事故被害者家庭のうち特に生計困窮度の高い家庭に対して、当該家庭のお子様または扶養者が死亡した場合や重度の後遺障害を負われた場合、当該家庭のお子様
が居住する家屋が災害等により全壊又は半壊の被害を受けた場合に、一家庭につき一
定額を給付します

【窓口】事務局

〒102-0083 東京都千代田区麴町 4-5 海事センタービル 7 階

(電話 0120-16-3611)

ホームページ <https://www.kotsuiji.or.jp>

58 公益財団法人交通遺児育英会

教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的として、交通事故が原因で死亡した方や著しい後遺障害がある方の子女等のうち、経済的な理由で就学が困難な方に学資を貸与しています。

○奨学金の貸与

高等学校以上の学校に通うための学費を必要としている方に、奨学金を無利子で貸します。(一部給付制度があります。)

(対象要件等)

保護者等が自動車事故やバイクでの事故など、道路における交通事故で死亡、あるいは重い後遺障害のために働けず、経済的に就学が困難な生徒・学生であること。

(申込時 25 歳までの方)

【窓口】公益財団法人 交通遺児育英会

〒102-0093

東京都千代田区平河町二丁目 6 番 1 号

平河町ビル 3 階 (電話 03-3556-0771)

ホームページ <https://www.kotsuiji.com>

応募資料請求

0120-521286 (フリーダイヤル)

03-3556-0773 (奨学課・直通)

59 公益財団法人静岡県暴力追放運動推進センター

暴追センターは、暴力団のいない安全で明るく住みよい社会の実現を目指し、暴力団員による不当な行為による被害の防止を図ることを目的として設立された公益財団法人です。

(1) 暴力相談活動

弁護士、少年指導委員、保護司、警察OBが、面談・電話等により、暴力団による被害の防止、回復に向けたアドバイスを行っています。

【窓口】暴力相談（平日 8:30～17:00 受付）

電 話 054-283-8930

0120-508930（フリーダイヤル）

メールアドレス info@shizu-boutui.or.jp

ホームページ <https://www.shizu-boutui.or.jp>

(2) 見舞金の支給

暴力団員の不当な行為により人的被害を受けた方に対して、見舞金の支給を行っています。（但し、条件により支給できない場合があります。）

【窓口】上記「暴力相談活動」と同じ。

(3) 暴力団員を相手とした民事訴訟の支援活動

暴力団事務所撤去訴訟や暴力団の不法行為に対する損害賠償請求訴訟に係る費用等の無利子貸付け等を行っています。（但し、条件により貸付できない場合があります。）

なお、事務所の使用差止請求訴訟について、付近住民等から委託を受けて、センター一名で代理訴訟を行う適格訴訟の制度もあります。

【窓口】上記「暴力相談活動」と同じ。

60 県民生活センター

架空請求や悪質な訪問販売、電話勧誘販売といった消費者トラブルに関する相談や問い合わせなど、消費者からの相談を専門の相談員が受け付け、消費者被害の救済・回復を図るため公正な立場で処理にあたっています。また、民事上の問題等の幅広い相談や労働に関する相談も受け付けています。

○相談業務（電話又は来所）

消費生活相談では、悪質商法に巻き込まれた被害者への助言・あっせん等を行い、問題解決の手助けをします。また、県民相談では、民事上の問題、労働相談では、労働に関する問題等の相談を受け付けています。

【窓口】

賀茂広域消費生活センター	〒415-0016 下田市中 531-1 下田総合庁舎 6階 消費生活相談（電話 0558-24-2299） 県民相談（電話 0558-24-2199）
東部県民生活センター	〒410-0801 沼津市大手町 1-1-3 沼津産業ビル 2階 消費生活相談（電話 055-952-2299） 県民相談（電話 055-951-8205） 労働相談（電話 055-951-9144）

中部県民生活センター	〒422-8067 静岡市駿河区南町 14-1 水の森ビル 3 階 消費生活相談（電話 054-202-6006） 県民相談（電話 054-202-6008） 労働相談（電話 054-286-3208）
西部県民生活センター	〒430-0929 浜松市中央区中央 1-12-1 浜松総合庁舎 3 階 消費生活相談（電話 053-452-2299） 県民相談（電話 053-453-2199） 労働相談（電話 053-452-0144）

※「消費者ホットライン ☎188（いやや）」（局番なし）

消費者ホットラインから、お近くの市町の消費生活相談窓口へおつながりします。

お住まいの地域の郵便番号が必要です。通話料がかかります。

条件によっては相談窓口につながらない場合があります。この場合は、ガイダンスなどにより、受付時間や連絡先を御案内します。

PHS、IP 電話、プリペイド式携帯電話からは、御利用できません。

※「労働相談 ☎0120 - 9 - 39610」（フリーアクセス）

東部、中部、西部のうち、最寄りのセンターへ電話をおつながりします。（通話料無料）

携帯電話、IP 電話等からは、御利用できません。

61 いのちの電話

自殺などの様々な精神的危機に追い込まれた人たちが、再び生きる喜びを見出されることを願い、よき隣人として活動を行う民間団体です。

○相談業務

自殺を考えている人や、その家族・遺族に対し、一定の研修を受け認定を受けた相談員が、年中無休で相談に応じます。

- ・どこからでも、電話をかけられます。
- ・電話をかけたとき、名前を言う必要はありません。
- ・相談内容の秘密は堅く守られます。
- ・お互いの宗教や思想を尊重します。
- ・相談は無料です。
- ・金銭的な援助はできません。

【窓口】＜静岡いのちの電話＞ 054-272-4343

相談時間 毎日 12:00～21:00

事務局 〒420-8691 日本郵便（株）静岡中央郵便局私書箱 200 号

電話 054-272-4344 (月～金 13:00～17:00)

<浜松いのちの電話> 053-473-6222

相談時間 日～火曜日・祝日 10:00～22:00

水～土曜日 10:00～24:00

第2・第4土曜日 10:00～翌日 10:00

事務局 〒430-8691 日本郵便(株) 浜松郵便局私書箱第125号

電話 053-471-9715 (月～金 10:00～19:00)

※ポルトガル語電話相談

ブラジル人の異国での不自由な生活、不況、長期滞在などによる心の苦しみに応えるための電話相談です。

電話 0120-428-333、080-3068-0333

相談日 毎週金曜日 相談時間 19:30～21:30

<自殺予防いのちの電話(全国一斉)>

0120-783-556 相談時間 毎日 16:00～21:00

毎月10日 8:00～翌日 8:00

<ナビダイヤル>

0570-783-556 相談時間 (毎日24時間受付)

<インターネット相談>

浜松いのちの電話ホームページより

62 日本年金機構年金事務所

国(厚生労働大臣)から委任・委託を受け、公的年金に係る一連の運營業務(適用・徴収・記録整理・相談・決定・給付など)を担う。

【窓口】 日本年金機構年金事務所(148ページ)

63 全国健康保険協会静岡支部

中小企業等で働く従業員やその家族が加入している健康保険(協会管掌健康保険)の保険者として、資格情報のお知らせ、保険給付、退職後の任意継続の手続き、レセプトの点検、医療費適正化の推進、健診や保健指導等の保健事業等を実施しています。

・高額療養費制度

医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額について払い戻しを行います。

・傷病手当金

病気やけがのために会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合に支給されます。

【窓口】 全国健康保険協会静岡支部

〒420-8512

静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア

電話 054-275-6601

64 税務署

税務署は、国税庁の下部組織であり、内国税の賦課徴収を担当する第一線の行政機関です。各税務署におかけいただいた電話は、自動音声応答により案内しております。

【窓口】 税務署(149 ページ)

※ 国税に関する質問は、音声案内に従い『1』を選択すると、「電話相談センター」につながり専門スタッフが回答を行います。

なお、国税庁ホームページにある「タックスアンサー」では、よくある御質問に対する回答を税金の種類ごとに調べることができますので御利用ください。

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm>